



サービス重要説明事項

はじめに

この度は、当社サービスをお申し込みいただき誠にありがとうございます。
ご理解を賜います。

このご案内は、ご加入のお手続きや、設置工事完了後の、月々
のご利用料金のお支払いについての説明となっておりますので、
加入申込書の「お客さま控え」と一緒に保管いただきます
ようお願い申し上げます。

なお、ご契約内容によっては別途「重要説明事項」および「契
約約款・利用規約」がございますので、そちらも併せてご確
認ください。

本書は定期的に更新をしております。本書の最新版および各
種契約約款・利用規約は当社ホームページ（www.chupicom.jp）に掲載しております。

ご不明な点がございましたら、ちゅピCOMお客さまセン
ターまでご連絡ください。

放送サービス契約約款

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」という）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結されるちゅピCOM放送サービス（以下「放送サービス」という）に関する契約（以下「加入契約」という）は、当放送サービス契約約款（以下「本約款」という）によるものとします。

第1章 総則

第1条（本約款の適用）

当社は、当社が定めるサービス区域内で、本約款ならびに当社が別に定める料金により、当社が設置する有線電気通信設備によるサービスを提供します。

第2条（本約款の変更等）

- 当社は、本約款を、加入者の同意を得ることなく、総務大臣に届け出た上、変更することがあります。その場合は、料金その他の提供条件は変更後の契約約款によるものとします。
2. 前項の場合、変更後の契約約款は当社のホームページ上での掲載等、当社の定める方法により通知するものとします。この場合、ホームページ上にアップロードされ一般的に閲覧可能となった時点で通知の効力を生じるものとします。

第3条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、それぞれ次の意味で使います。

用語	用語の意味
加入契約	本約款第7条により成立した契約
加入者	当社と加入契約を締結し、当社が行うサービスの提供を受ける者
本施設	当社と放送センターから加入者のテレビ受像機に至るまでの施設
当社施設	当社の放送センターから保安器またはV－ONUまでの施設
引込線	当社施設の終端に最も近い距離にある電柱等から保安器またはV－ONUまでの間の線路
保安器	雷等から宅内機器を保護するための装置であり、引込線から宅内配線の分岐点となる機器
V－ONU	当社施設の加入者が指定する場所の終端に設置される放送用光受信機であり、引込線から宅内配線の分岐点となる機器
STB	放送サービスを視聴するために必要な専用チューナー
オプションSTB	らく録・らく録ブルーレイ（録画機能内蔵STB）、4KSTB
B-CASカード	専用チューナーに挿入されることにより、専用チューナーを制御するICを組み込んだ株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズがお客さまに貸与するICカード
C-CASカード	専用チューナーに挿入されることにより、専用チューナーを制御するICを組み込んだ当社が指定する技術的な基準に適合するICカード
加入者施設	保安器またはV－ONUの出力端子の接続線から受信機に至るまでの専用チューナー等を除く施設
光回線終端装置	光通信ネットワークの終端に設置され、光信号と電気信号の変換と、光信号の多重・分離をするもの

第2章 加入契約

第4条（放送サービス）

当社は別に定められた業務区域において、次のサービスを提供します。

- (1) 基本番組サービス
- (ア) 再放送サービス
- 放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、ラジオ放送およびデータ放送の有線による同時再放送サービス
- (イ) BSデジタル放送およびCSデジタル放送等
- 放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送およびデータ放送、ラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービスで（ア）に定める放送を除く
- (ウ) 自主放送
- 有線による自主放送サービス
- (2) 有料番組サービス
- 基本番組サービスに追加し、契約することができる有料番組サービス。ただし契約コースにより、追加できない有料番組もあります。
- (3) その他番組サービス
- 当社と加入者が別途合意により定めるその他のサービス

第5条（契約の単位）

加入契約は、当社施設1回線ごとに1の契約とします。ただし、同一当社施設により複数世帯が加入する場合は契約の単位を各世帯とします（なお、ここでいう世帯とは一住居内において生活する単身者もしくは生計をともにする者の集まりとします）。なお、同一当社施設から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者との基本契約（以下「建物基本契約」という）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第6条（最低利用期間）

- 基本番組サービスには、6カ月の最低利用期間があります。また、オプションSTBの最低利用期間は6カ月とします。
2. 加入者は、サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算して6カ月の契約期間内に契約の解約を行う場合には、当社が別途指定する支払期日までに、当社が別に定める料金表に従い、解約料を一括して支払うものとします。
3. オプションSTBの利用については、利用を開始した日の属する月を1と起算して6カ月の契約期間内に解約またはオプションSTBの利用を中止する場合には、当社が定める支払期日までに、当社が別に定める料金表に従い、解約料を一括して支払うものとします。
4. 当社は、次に該当する場合、前2項の適用はいたしません。

- (1) 当社のサービス区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社の基本番組サービスの加入申し込みを行い、加入契約が成立した場合
- (2) 第27条第2項の規定により、当社が加入契約を解除する場合
- (3) 長期契約など何らかの特約により別途最低利用期間および解約料が定められた加入契約が行われた場合

第7条（契約の成立および契約内容確認書の交付）

加入契約は、加入申込者があらかじめ本約款を承諾の上、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申し込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。ただし、当社は、加入申し込みがあった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1) 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- (2) その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
- (3) 本施設の構築が困難であると判断される場合
- (4) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
- (5) その他当社においてサービス提供が困難であると判断した場合
2. 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約内容確認書」といいます）を加入申込者に交付します。

第8条（初期契約解除等）

加入申込者は、第7条第2項に定める契約内容確認書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による契約の解除は同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は引込工事、宅内工事等の着工または完了済みの工事および手続きに要した費用を負担するものとします。
4. 前3項の規定の他、申込者は、契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社に到着することを条件として、当該契約の申し込みを撤回することができません。この場合、当社は申込者に対し、いかなる費用の負担も求めません。

第9条（契約の有効期間）

加入契約の有効期間は、契約成立の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社および、加入者のいずれからも何ら書面による意思表示がない場合には引き続き1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

なお、集合共同引込の建物内の加入の場合には、建物基本契約が解約になったときには、当社は、同時に加入契約を解約するものとします。

第10条（利用料の適用）

加入者は、加入契約が成立した場合には、以下の種別毎に、当社が別に定める料金表に従い登録事務手数料および利用料を支払うものとします。

- (1) 基本番組利用料
- (ア) 基本番組サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から基本番組利用料を毎月支払うものとします。なお、STB利用料は基本番組利用料に含まれます。
- (イ) オプションSTBの利用については、基本番組利用料に含まれるSTB利用料とは別に、オプションSTBの利用料が必要となります。
- (ウ) 番組ガイド誌の購読を希望する場合は、当社が別に定める月額購読料が必要となります。
- (エ) 基本番組サービスの利用コースを変更する場合、都度別に定める料金表に従い、手数料が必要となります。
- (2) 有料番組利用料
- 有料番組のサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月から有料番組利用料を毎月支払うものとします。
- (3) その他のサービス利用料
- 当社と加入者が別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス料を毎月支払うものとします。オプションSTBの利用料については、利用を開始した日の属する月の翌月からオプションSTB利用料を毎月支払うものとします。なお、4Kプレミアム・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックをご契約の場合、STB利用料は、基本番組利用料に含まれます。
2. 当社が、第4条に定めるサービスの内、加入者が契約しているサービスの全てを、月のうち継続して10日以上提供しなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合）は、当該月分の利用料は無料とします。ただし、天災、事変その他当社の責めに帰すことのできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。
3. 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は、総務大臣に届出のうえ、利用料の改定をすることがあります。この場合、当社は、改訂月の1カ月前までにその旨を加入者にホームページ等当社の指定する方法で通知するものとします。
4. 日本放送協会（NHK）の定めによるテレビ受信料（衛星放送受信料を含む）およびWOWOWの視聴料は、当社が設定した利用料には含まれておりませんので、別途加入者がNHKおよびWOWOWにそれぞれお支払いください。

第11条（STB等の機器の貸与）

- 加入契約が成立した場合には、当社は、加入者にSTB等の機器（以下「当社機器」という）を貸与するものとします。
2. 加入者は、別途配布する使用上の注意事項を厳守して当社機器を維持管理するものとします。
3. 加入者の故意または過失により、当社機器を破損または紛失した場合には、修復または、補填に要する費用は加入者が負担するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は当社機器の交換を請求できません。

4. 加入者は第26条に定める解約ならびに第27条に定める停止および解除の場合、速やかに当社機器を当社に返却するものとします。なお、加入者が当社に返却できない場合は、加入者は、別に定める料金表に従い機器損害金を当社に支払うものとします。
5. 加入者は、当社が必要に応じて行う当社機器のバージョンアップ作業の実施に同意するとともに、その作業の実施について協力するものとします。

第12条（施設の設定および費用の負担等）

- 当社は、放送センターからテレビ受像機までの施設（以下「本施設」という）のうち、放送センターから保安器またはV－ONUまでの施設（以下「当社施設」という）の設置に要する費用を負担し、これを所有するものとします。ただし、加入者は、加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事またはクロージャーからV－ONUまでの引込工事の費用を負担するものとします。また、地下埋設等の特殊な工事を要する場合は、加入者は、その実費を負担するものとします。
2. 加入者は、保安器またはV－ONUの出力端子からテレビ受像機（当社機器を除く）までの施設（以下「加入者施設」という）の設置工事（宅内工事）に要する費用を負担し、これを所有するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
 3. 加入者施設の設置工事が当社が行った場合には、加入者は、当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間とします。
 4. 集合共同引込の建物内の加入の場合には、第2項の加入者施設を、室内のテレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット）の出力端子以降の施設（配線、テレビ受信機等）のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めに拠るものとします。
 5. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場合には、別に定める料金表に従いその費用を負担するものとします。

第13条（支払い方法）

- 加入者は、登録事務手数料、利用料、工事費等について、当社が別途指定する支払期日までに、当社が別途指定する方法により支払うものとします。
2. 利用料は月割り（毎月1日より月末迄を1カ月の単位とします）計算とし、サービス開始時および解約時においても日割り計算はいたしません。

第14条（遅延損害金）

- 加入者は、料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算による）の割合により計算した支払い期日の翌日より完済にいたるまでの遅延損害金を、当社に支払うものとします。

第15条（免責事項）

- 当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償責任は一切負わないものとします。
- （1）天災、事変によってサービス提供が停止した場合
 - （2）放送衛星、通信衛星の機能停止によってサービス提供が停止した場合
 - （3）その他当社の責に帰することのできない事由によってサービス提供が停止した場合
 - （4）オプションSTBの利用について、録画再生機能の不具合および録画物等（オプションSTBに蓄積、挿入されたデータすべてをいいます）の消失、破損等が生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。その他当社の責に帰することのできない事由によって録画物等が消失した場合。

第16条（維持管理責任範囲）

- 当社は、当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。
2. 加入者は、加入者施設について維持管理責任を負います。

第17条（設置場所の無償使用）

- 当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有または占有する敷地、家屋および、構築物等を無償で使用できるものとします。
2. 加入者は、加入契約の締結にあたって、地主、家主および、その他の利害関係者がいるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第18条（便宜の供与）

- 加入者は、当社または当社がその業務を委託した第三者が本施設の設定、検査、修理、撤去および修復等を行うために、加入者の敷地、家屋および、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第19条（禁止事項）

- 加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する上映、録画機器およびその他の方法による複製、かかる複製物の上映ならびに、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作権隣接権を侵害する行為をすることはできません。
2. 加入者による加入契約上の権利および義務の譲渡、ならびに担保設定等の行為を禁止します。
 3. 加入者が前2項に違反した場合、加入者は、当社または第三者またはその両方に対し、違反時に遡りすべての損害を賠償するものとします。

第20条（故障）

当社または当社がその業務を委託した第三者は、加入者から本施設に異常があ

- る旨申し出があった場合は速やかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者のテレビおよび、ステレオ等（以下「受信機」という）に起因する受信異常については、この限りではありません。
2. 加入者は、加入者施設の修復等に要する費用を負担するものとします。
 3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復等に要する費用を負担するものとします。

第21条（一時休止）

- 加入者は、当社のサービスの提供の一時休止を希望する場合には、あらかじめその期間を定めて事前に当社にその旨を書面により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様にあらかじめ書面により申し出るものとします。
2. 前項の申し出があった場合、当社が承諾の通知を発したときに、その効力が生じることとします。申し出た期間または第4項に定める最長期間が満了した場合は、当然に、サービスの提供の一時休止は終了し、サービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内の一時休止はできないものとします。
 3. 休止期間中の料金については、休止に伴う手数料および休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金を別に定める料金表に従い当社に支払うものとします。なお、休止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
 4. 第1項の一時休止期間は、最長6カ月間とします。

第22条（放送内容の変更）

当社は、やむを得ぬ事情により何ら通知を行うことなく放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第23条（設置場所の変更）

- 加入者は、当社の定める技術基準に適合し、かつ変更先がサービス区域内に限り、引込線およびSTB、保安器またはV－ONUの設置場所を変更することができるものとします。なお、設置場所の変更にかかる費用は加入者が負担するものとします。
2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を書面により申し出るものとします。

第24条（名義変更）

- 当社は、相続または特に当社が認める場合に限り、加入者から名義変更届を受領することにより、名義変更を認めることができるものとします。
2. 前項の場合、新加入者となる者は、旧加入者の有する本件契約に関する権利義務の一切を引継ぐものとします。

第25条（契約内容の変更）

- 加入者は、サービス内容等、契約内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとし、当社が第7条に準じた所定の審査を経て承諾通知を発したときに、変更契約が成立するものとします。変更契約の成立後、当社は、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。ただし、加入者からの申し出により月内（毎月1日から月末迄）に、当社が提供したサービスに関する利用料などの料金は、すべて1カ月分の料金とします。
2. 前項のほか、加入者は、初期契約時の住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を書面により申し出るものとします。この場合の手続きは、前項に準じるものとします。

第26条（加入者が行う契約の解約）

- 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに当社にその旨を書面により申し出るものとします。
2. 前項による解約の場合、加入者は、次の各号を予め承認するものとします。
 - （1）加入者は解約日の属する月の利用料等の料金を当社に支払うものとします。なお、日割り計算による精算は行いません。
 - （2）加入者は別に定める料金表に従い、当社施設・機器等の撤去、工事など解約に要する費用を負担する場合があります。
 - （3）当社は、加入者の住居もしくは敷地内に設置した当社施設および貸与した機器等を撤去しますが、加入者の住居または建物等の修復に要する費用等、一切の負担責任を負わないものとします。
 - （4）加入者は、当社施設の撤去工事が速やかに行われるよう協力すると共に、加入者側の事情により撤去工事が遅れた場合には、工事遅延に伴う損害を負担するものとします。
 - （5）解約の場合、当社は、登録事務手数料を返戻いたしません。
 - （6）加入者は本条に定める解約および第27条に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、別に定める料金表に従い、損害金を請求します。

第27条（義務違反によるサービスの停止または解除）

- 当社は、加入者が本約款に定める料金の支払い義務を怠りまたはその他本約款に違反したときに相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に加入者がこれを是正しない場合、破産等の事実が発生した場合、手形・小切手等の不渡り処分を受けた場合および差押・強制執行の申立等を受けた場合には、加入者に何ら催告なしに、サービス提供の停止または加入契約を解除することができるものとします。また、この場合、当社から加入者への通知催告等なくとも、加入者は当社に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。
2. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責めにも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。

3. 前2項により停止あるいは加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、WOWOWの加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。
4. 加入契約を解除する場合、登録事務手数料は返戻いたしません。
5. 停止の場合の料金は第21条第3項の規定を、解除の場合の料金は第26条第2項の規定をそれぞれ準用します。

第28条（B-CASカードの取り扱い）

STBに取り付けられるB-CASカードに関する取り扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約書」に定められるところによりします。

第29条（C-CASカードの取り扱い）

- 当社はデジタルサービスの加入者に対し、C-CASカードをSTB1台に1枚貸与します。
2. C-CASカードの所有権は、当社に帰属するものとし加入者は、第26条および第27条の規定により解約または当社が行う契約の解除を行うまで、STBに常時装着された状態で使用するものとします。
 3. 加入者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合および当社の判断による場合は、当社はC-CASカードを交換することがあります。
 4. 加入者は、C-CASカードの貸与、譲渡その他処分をすることはできません。またそれが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失については加入者が賠償するものとします。
 5. 加入者はC-CASカードの複製および改造・変造・改ざん等のカード機能に影響をあたえることを禁止するものとします。

第30条（C-CASカードの紛失等）

- 加入者は、C-CASカードの紛失または盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届け出るものとします。
2. 当社は届出を受理した場合においては速やかに当該C-CASカードを無効とします。ただし、届出が受理される以前に、第三者によりC-CASカードが使用され料金等発生した場合は加入者の負担となります。

第31条（C-CASカードの再発行）

当社はC-CASカードを再発行することについて必要と認めた場合に限り、再発行を行うものとします。この場合、加入者は別表に定めるC-CASカード再発行手数料を支払うものとします。

第32条（C-CASカードの返却）

加入者は、第26条および第27条の規定により解約または当社が行う契約の解除を行う場合は、当社に対しC-CASカードを直ちに返却しなければなりません。

第33条（放送サービスの中断）

当社は次の場合、放送サービスを中断します。

- (1) 本施設の保守点検、修理および検査等を行う場合。この場合、事前加入者に、その旨知らせるものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 天災、事変等の非常事態または不測の事故等やむを得ない事由が発生した場合。

第34条（放送サービスの番組情報提供）

当社は、放送サービスの内容および放送時間を、当社の指定する番組検索サービス（以下「EPG」といいます。）により提供するものとします。ただし、当社はEPGによりお知らせした内容を変更する場合があります。

2. 当社は、内容および放送時間の相違、間違いおよび変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第35条（加入者個人情報の取り扱い）

当社は、本サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適正に取り扱うものとします。

2. 個人情報保護管理者
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
3. 当社は収集し知り得た加入者に関する名前もしくは名称、電話番号、住所もしくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報等、およびその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱います。
 - (1) サービスの提供を開始・継続・または終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
 - (2) 当社が提供するサービス（放送サービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれの追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - (3) 新サービスの取り組み、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
 - (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関して、新たに同意を求めるため利用する場合
4. 当社は、法令で定める場合等を除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項第2号の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送により提供します。
5. 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要な範囲で、機器設置工事等の業務委託を行う場合があります。
6. ご記入は任意ですが、必須項目にご記入いただけない場合は、該当サービスに加入することができなくなる場合がございます。
7. 当社は、個人情報の漏えいなどがないように内部規定を設け、適切な安全対策

を講じ、保管・管理に努めます。

8. 当社が取得したお客さまのクレジット情報は契約期間中保存いたします。
9. お客さまがご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、速やかに対応いたしますので、下記宛てにご連絡ください。
（お問い合わせ窓口）
〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号 株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
電話 082-296-5551 FAX 082-296-5565 E-mail privacy@chupicom.co.jp

第36条（苦情処理）

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

第37条（国内法への準拠）

本約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第38条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附 則

- (1) 当社は、特に必要がある時には、本約款に特約を付することができます。
- (2) 当社は、地上波放送再放送のみに限るサービスは原則として行いません。ただし、ちゅピCOM対応団地、集合住宅、共聴施設等、一括加入される場合はこの限りではないものとします。この場合、再放送のために必要な施設維持管理費用を徴収することができるものとします。
- (3) 一括加入、業務用等については別途協議するものとします。
- (4) 本約款は、2022年7月1日より施行します。

(KB0008H)

日本放送協会放送受信規約

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「CATV用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのICカード（CATV専用B-CASカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B-CAS社）（以下「当社」といいます）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」といいます）と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」といいます）に配布しているものです。当社は、このカードを、この約款の契約（CATV専用B-CASカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送およびH10度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条（カードの故障交換等）

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- ① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じて、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のＣＡＴＶ会社に連絡してください。ＣＡＴＶ会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。

2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4. カードを第三者にレンタル、リース、貸貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（<http://www.bcas.co.jp>）に掲載します。

[別表] カード再発行費用

第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用2,160円（消費税込み）以下でCATV会社の定めによる。

- 2 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。

(放送受信契約の種別)

第1条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。

地上契約……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送
受信契約

特別契約……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

- 2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等、NHKのテレビジョン放送を受信することできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとす。

(放送受信契約の単位)

第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。

- 2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。
- 3 第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。
- 4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。
- 5 同一の世帯に属する1の住居または住居以外の同一の場所に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結するものとする。

(放送受信契約書の提出)

第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。

- (1) 受信機の設置者の氏名および住所
 - (2) 受信機の設置の日
 - (3) 受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別
 - (4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所
 - (5) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数
- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置したときはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。
 - 3 第1項または第2項の放送受信契約書の提出は第1項または第2項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項の放送受信契約書の提出は第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。第2項に規定する事項を届け出るものとする。
 - 4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。確認するための通知を行なうものとする。
 - 5 受信機を設置した者は、第1項から第3項までの放送受信契約書の提出に際して、利用して受信機を設置した者は、第1項から第3項までの放送受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。

(放送受信契約の成立)

第4条 放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。

- 2 放送受信契約の種別の変更の日は、その変更にかかる受信機の設置の日、またはその廃止等放送受信契約の種別の変更の日は、その変更にかかる受信機の設置の日、またはその廃止等に伴う前条第2項もしくは第3項の提出があった日（ただし、NHKにおいて提出された放送に伴う前条第2項もしくは第3項の提出があった日（ただし、NHKにおいて提出された放送受信契約書の内容に該当する事実を確認できるときに限る。）とする。受信契約書の内容に該当する事実を確認できるときに限る。）とする。
- 3 NHKは、受信機の廃止等に伴う前条第2項または第3項の放送受信契約書の内容に虚偽NHKは、受信機の廃止等に伴う前条第2項または第3項の放送受信契約書の内容に虚偽があることが判明した場合、その放送受信契約書の提出時に遡り、放送受信契約の種別の変更があることが判明した場合、その放送受信契約書の提出時に遡り、放送受信契約の種別の変更がされないものとすることができる。更がされないものとすることができる。

（放送受信料支払いの義務）

第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月の翌月から第9条第2項の規定により解約となから第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げた月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,225円	7,015円	13,650円
	継続振込等	1,275円	7,300円	14,205円
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	12,430円	24,185円
	継続振込等	2,220円	12,715円	24,740円
特別契約	口座・クレジット	955円	5,475円	10,650円
	継続振込等	1,005円	5,760円	11,205円

この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。

- 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。
- 放送受信契約の種別に変更があったときの放送受信料は、以下の各号の契約種別の料額とする。
 - 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。）があったときの当該月分の放送受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。
 - 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。）があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機 の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額とする。
 - 月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の放送受信料は、前2号の規定月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の放送受信料は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別のにかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。料額とする。

イ 衛星契約衛星契約

ロ 地上契約地上契約

- 以下の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、放送受信料を支以下の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、放送受信料を支払わなければならない。払わなければならない。
 - 受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該月分の放送受信料を支払わなければならない。この場合において、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。受信料として支払わなければならない。
 - 受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定による受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。こほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。この場合において、当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となつたとき、当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となつたときは、前号の規定は適用しない。ときは、前号の規定は適用しない。
 - 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となつたときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。ときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。ばならない。

（多数契約一括支払に関する特例（多数一括割引））

第5条の25条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくはである1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法によは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これら一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に於て次表に定める月額を減じて支払うものとする。の契約種別に於て次表に定める月額を減じて支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

- 前項において、衛星契約 または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である1の放送受信契約者については、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。
- 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に於て減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。
- 前項において、衛星契約 または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。
 - 衛星契約の契約件数が8件または9件（沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、7件（6か月前払額または12か月前払額である場合に限る。）、8件または9件とする。）であるとき
 - 特別契約の契約件数が9件であるとき
- 前4項の多数契約一括支払に関する 特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例と重ねて適用することはしない。

（団体一括支払に関する特例（団体一括割引））

- 第5条の3** 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとなり、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたり月額200円を減じて支払うものとする。
- 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、その契約種別に於て減ずる月額、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものであるものとする。
 - 第1項の団体一括支払に関する特例は、第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはしない。

（同一生計支払に関する特例（家族割引））

- 第5条の4** 住居に設置した受信機についての放送受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく放送受信料を支払う場合で、その放送受信契約者またはその者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、放送受信料額から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの放送受信契約についても第6条第3項に定める支払方法により放送受信料を支払う場合にのみ適用する。
- NHKは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、前項に定める特例を適用しないことができる。
 - 第1項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
 - NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められた時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。

（事業所契約に関する特例（事業所割引））

- 第5条の5** 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信料のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する1件については、放送受信料のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用し、支払区分が継続振込等の放送受信料額を支払うものとする。
- 前項において敷地とは、1の建築物または用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
 - NHKは、第1項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、第1項に定める特例を適用しないことができる。
 - 第1項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
 - NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められた時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。放送受信契約者がある場合に適用された放送受信料によって申込書記載の内容に変更が生じた場合は、NHKは、当該請求期間および当該請求期間後の放送受信料に関して第1項に定める特例を適用しないことができる。

（放送受信料の支払方法）

第6条 放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。

- 第1期（4月および5月）
- 第2期（6月および7月）
- 第3期（8月および9月）
- 第4期（10月および11月）
- 第5期（12月および1月）
- 第6期（2月および3月）
- 放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。
- 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。
 - 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。
 - クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。
 - 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことにより行なう支払いをいう。
- 前項に定めるほか、放送受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。（これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。）
- 放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。
- 口座振替による支払いは、前項 または第11項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。
- 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき（次項の場合を除く。）は、放送受信契約者は、当該請求期間分は支払区分が継続振込等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については支払区分が継続振込等の放送受信料額を継続振込により支払うものとする。
- 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、支払区分が継続 振込等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。
- 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、クレジットカード会社等に立て替えさせることによって 支払うことができる。
- 放送受信契約者がクレジットカード等継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社等に確認した上で受理する。
- 第5項の放送受信料口座振替利用届および前項の放送受信料 クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。
- クレジットカード等継続払による支払いは、第10項または前項に定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。
- NHKがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分は支払区分が継続振込等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については支払区分が継続振込等の放送受信料額を継続振込により支払うものとする。

（メッセージの表示）

- 第7条** NHKは、受信機 衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。）を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字（以下「設置確認 メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
- NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認 メッセージを表示しない措置をとるものとする。
 - 受信機の設置者の氏名および住所
 - 受信機の画面にB-C A Sカード番号または A C A S 番号として表示される識別番号（以下「ID番号」という。）
 - 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所
 - 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。
 - 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること
 - 前項の連絡の後、前項第2号の ID 番号を変更したこと

- 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと
- 第1項および前 項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および放送受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。
- NHKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結しない場合には、放送受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
- NHKは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。

（氏名、住所等の変更）

- 第8条** 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。
- 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした 場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。3 放送受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。

（放送受信契約の解約）

- 第9条** 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。
- 放送受信契約者の氏名および住所
 - 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
 - 受信機を事業所等住居以外の場所に設置していた場合は放送受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数
 - 放送受信契約を要しないこととなった事由
- NHKにおいて 前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。
 - NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとすることができる。

（放送受信料の免除）

- 第10条** 放送法第64条第2項の規定に基づき、免除基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。
- 前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびにテレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。
 - 第1項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。
 - NHKは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第2項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。
 - NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。
 - NHKは、第4 項または前項によっても免除の事由が存続していること を確認できない場合、その者の放送受信契約については、放送受信料を免除しないものとする。

（放送受信料の精算）

- 第11条** 放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。
- 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額
 - 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した 額を差し引いた残額
- 放送受信契約の種別、前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいまたは追徴する。
 - 放送受信料が支払われた期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいまたは追徴する。
 - 本条第1項から第3項までの返れいについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の放送受信料（第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の放送受信料）の支払いに充当することができる。

（放送受信契約者の義務違反）

- 第12条** 放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。
- 放送受信料の支払いについて不正があったとき

- (2) 放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき

(支払いの延滞)

第12条の2 放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない。

(NHKの免責事項および責任事項)

- 第13条** 放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。
- 2 地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月の放送受信料は徴収しない。
- 3 衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月の放送受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月の放送受信料は徴収しない。

(放送受信者等の個人情報の取り扱い)

- 第13条の2** NHKは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等（放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年4月27日 総務省告示第159号。以下「ガイドライン」という。）第3条第2号に規定する放送受信者等をいう。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）およびガイドラインに基づくほか、別に定めるNHK個人情報保護方針およびNHK個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。
- 2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。

(規約の変更)

第14条 この規約は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

(規約の周知方法)

第15条 この規約およびこの規約の変更は、官報によって周知する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年10月1日から施行する。

(電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定)

- 2 令和4年4月1日より前に放送受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、放送受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第3条第5項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。

(放送受信料の支払いに関する経過規定)

- 3 受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、放送受信契約者は、受信機の設置の月（当該月に第9条第2項の規定により解約となった場合を含む。）の放送受信料を支払わなければならない。
- 4 第5条第3項第1号および同条第4項第3号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に、同条第3項第2号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に、同条第4項第1号の規定は、受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に適用する。

(アナログ放送の終了に関する措置)

- 5 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。
- (1) 放送受信契約者の氏名および住所
- (2) 設置がないこととなった受信機の数
- (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
- (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情
- 6 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。
- 7 NHKは、付則第5項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。
- 8 付則第6項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第6項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第6項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは

「終了」と読み替えるものとする。

- 9 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。
- (1) 放送受信契約者の氏名および住所
- (2) 変更にかかる受信機の数
- (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
- (4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由
- 10 付則第6項および第7項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第9項各号」と、「終了」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第5項の届け出」とあるのは「付則第9項の提出」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)

- 11 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年3月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に不算しな

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,075円	6,165円	11,995円
	継続振込等	1,125円	6,450円	12,555円
衛星契約	口座・クレジット	2,020円	11,580円	22,530円
	継続振込等	2,070円	11,865円	23,090円

インターネット接続サービス契約約款

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」という）と当社が提供するインターネット接続サービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結されるインターネット接続に関する契約（以下「加入契約」という）は当インターネット接続サービス契約約款（以下「本契約」という）によるものとします。

第1章 総則

第1条（本約款の適用）

当社は、当社が定めるサービス区域内で、本約款並びに当社が別に定める料金により、当社が設置する有線電気通信設備によるインターネット接続サービスを提供します。

第2条（本約款の変更等）

当社は、本約款を、加入者の同意を得ることなく、変更することがあります。その場合は、料金その他の提供条件は変更後の契約約款によるものとします。

2. 前項の場合、変更後の契約約款は当社のホームページ上での掲載等、当社の定める方法により通知するものとします。この場合、ホームページ上にアップロードされ一般的に閲覧可能となった時点で通知の効力を生じるものとします。

第3条（用語の定義）

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスを受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス取扱所	(1) インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 加入契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 加入者	当社と契約を締結している者
9. 加入者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. I D	英数字および記号の組み合わせであって、加入者を識別するために当社が付与する I P アドレス等の符号
11. パスワード	英数字および記号の組み合わせであって、加入者を認識するために I D と対応して当社が付与する初期符号および、加入者自身が当社所定の手続きにより設定変更した当該符号
12. 端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
13. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
14. 自営端末設備	加入者が設置する端末設備
15. 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
17. 技術部基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
18. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 加入契約

第4条（インターネット接続サービスの種類等）

当社は、当社が定めるサービス区域において、サービスを提供します。加入契約は、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。

第5条（契約の単位）

加入契約は、加入者回線1回線ごとに1の契約とします。この場合、加入者は、1の契約につき1人に限ります。ただし、同一加入者回線により複数世帯が加入する場合は契約の単位を各世帯とします（なお、ここでいう世帯とは一住居内において生活する単身者もしくは生計をともにする者の集まりとします）。なお、同一加入者回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者との基本契約（以下「建物基本契約」という）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第6条（最低利用期間）

インターネット接続サービスには、6カ月の最低利用期間があります。

2. 加入者はサービスの提供を開始した日の属する月を1と起算して6カ月の契約期間内に契約の解約を行う場合には、第32条の規定にかかわらず、当社が定める支払期日までに、当社が別に定める料金表に従い、解約料を一括して支払うものとします。

3. 当社は、次に該当する場合、前2項の適用はいたしません。

(1) 当社のサービス区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社のインターネット接続サービスの加入申込を行い、加入契約が成立した場合

(2) 第20条第2項の規定により、当社が加入契約を解除する場合

(3) 長期契約など何らかの特約により別途最低利用期間および解約料が定められた加入契約が行われた場合

第7条（加入者回線の終端）

当社は、加入者が指定した場所内の建物または工作物において、端末接続装置を設置し、これを加入者回線の終端とします。

2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、加入者と協議します。

3. 加入者は、第19条に定める解約および第20条に定める解除の場合、直ちに端末接続装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

第8条（契約申し込みの方法）

契約の申し込みをするときは、次に掲げる事項について当社の指定する方法で契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等

(2) 加入者回線の終端とする場所

(3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

第9条（契約の成立および契約内容確認書の交付等）

加入契約は、加入申込者があらかじめ本約款を承諾の上、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申し込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。ただし、当社は、加入申し込みがあった場合でも、次の場合に承諾しないことがあります。

(1) 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合

(2) その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合

(3) 本施設の構築が困難であると判断される場合

(4) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

(5) その他当社においてサービス提供が困難であると判断した場合

2. 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面(以下、「契約内容確認書」といいます)を加入申込者に交付します。

第10条（初期契約解除等）

加入申込者は、第9条第2項に定める契約内容確認書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による契約の解除は、同項の書面を発したときにその効力を生じます。

3. 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は引込工事、宅内工事等の着工または完了済みの工事および手続きに要した費用を負担するものとします。

4. 前3項の規定の他、申込者は、契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社に到着することを条件として、当該契約の申し込みを撤回することはできます。この場合、当社は申込者に対し、いかなる費用の負担も求めません。

第11条（契約の有効期間）

加入契約の有効期間は、契約成立の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社および、加入者のいずれからも何ら書面による意思表示がない場合には引き続き1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

なお、集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物基本契約が解約になったときには、当社は、同時に加入契約を解約するものとします。

第12条（インターネット接続サービスの種類等の変更）

加入者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更を第8条の規定に準じて請求することができます。なお、変更の承諾については第9条第1項の規定に準じて取り扱いします。その場合、都度別に定める料金表に従い、手数料が必要となります。

第13条（加入者回線の移転）

加入者は、加入者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、加入者回線の移転を請求できます。

2. 加入者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更または制限がある場合があります。

3. 当社は、第1項の請求があったときは、第9条第1項の規定に準じて取り扱います。

4. 第1項に必要な工事は、当社または当社が指定した者が行います。

第14条（電子メールの利用）

加入者は、電子メール（（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してインターネット接続サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生または転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の利用の請求をすることができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの割当てを行います。

3. 当社は、加入者から請求があったときは、メールアドレスの変更を行います。

4. 電子メールとして蓄積できる通信の情報量および期間等は、当社が別に定めるところによります。

第15条（ホームページ開設サービスの利用）

加入者は、ホームページ開設サービス（情報公開のためのデータベースのアドレスを使用してインターネット接続サービス取扱所に設置される情報蓄積装置により情報の蓄積、更新または公開等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の利用の請求をすることができます。

ちゅピCOM TV

ちゅピCOM NET

ちゅピCOM スーパ- TV

ちゅピCOM 電話

ちゅピCOM 電気まとも割

ちゅピCOM メール

工事

各種料金

セット割引料金

約款・利用規約

2. 当社は、前項の請求があったときは、ホームページアドレスの割当てを行います。
3. ホームページとして蓄積できる情報量（以下「ホームページ容量」といいます。）は、当社が別に定めるところによります。

第16条（インターネット接続サービスの利用の一時休止）

- 当社は、加入者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時休止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
2. 休止期間中の料金については、休止に伴う手数料および休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金を別に定める料金表に従い当社に支払うものとします。なお、休止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
 3. 第1項の一時休止期間は、最長6カ月間とします。

第17条（その他の契約内容の変更）

- 当社は、加入者から請求があったときは、第8条第3号に規定する契約内容の変更を行います。
2. 前項の請求があったときは、当社は、第9条第1項の規定に準じて取り扱います。

第18条（譲渡の禁止）

加入者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第19条（加入者が行う契約の解約）

- 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、あらかじめそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
2. 前項による解約の場合、加入者は、次の各号を予め承認するものとします。
 - （1）加入者は解約日の属する月の利用料等の料金を当社に支払うものとし、日割り計算による精算は行いません。
 - （2）加入者は別に定める料金表に従い、加入者回線および貸与した機器等の撤去、工事など解約に要する費用を負担する場合があります。
 - （3）当社は、加入者の住居もしくは敷地内に設置した加入者回線および貸与した機器等を撤去しますが、加入者の住居または建物等の修復に要する費用等、一切の負担責任を負わないものとします。
 - （4）加入者は、加入者回線および貸与した機器等の撤去工事が速やかに行われるよう協力すると共に、加入者側の事情により撤去工事が遅れた場合には、工事遅延に伴う損害を負担するものとします。
 - （5）解約の場合、当社は、登録事務手数料を返戻いたしません。
 - （6）加入者は本条に定める解約および第20条に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、別に定める料金表に従い、損害金を請求します。

第20条（義務違反によるサービスの停止または解除）

- 当社は、加入者が本約款に定める料金の支払い義務を怠りまたはその他本約款に違反したときに相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に加入者がこれを是正しない場合、破産等の事実が発生した場合、手形・小切手等の不渡り処分を受けた場合および差し押さえ・強制執行の申し立て等を受けた場合には、加入者に何ら催告なしに、サービス提供の停止または加入契約を解除することができるものとします。また、この場合、当社から加入者への通知催告等がなくても、加入者は当社に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。
2. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責めにも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。
 3. 加入契約を解除する場合、登録事務手数料は返戻いたしません。
 4. 契約解除の場合、当社は別に定める料金表に従い、強制契約解除料を請求します。
 5. 当社は、第1項の規定により、加入契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 付加機能

第21条（付加機能の提供等）

当社は、加入者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 端末接続装置の提供

第22条（端末接続装置の提供等）

- インターネット接続サービスを受けるために必要な端末接続装置（以下「接続装置」といいます。）は、当社が提供します。
2. 加入者は、次の各号の行為はできません。万一、加入者が違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請求する権利を有します。
 - （1）本来の用法によらない方法で、当社のインターネット接続サービスを不正に受けたり、受けようとしたりすること。
 - （2）接続装置を転貸、譲渡、質入等すること。
 - （3）当社の承諾を得ずに、接続装置を定められた場所から移動したり、接続変更したりすること。
 - （4）接続装置を分解したり、変更を加えたりすること。

3. 加入者は、接続装置の性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる場合を除き接続装置の交換は要求できないものとします。
4. 当社は接続装置の老朽化または性能が劣化した場合、当社の費用負担により接続装置を取り替えまたは改修することができるものとし、加入者はこれに協力するものとします。
5. 加入者は、加入者の故意、過失、または第三者の行為による接続装置の損傷、紛失等の場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとします。
6. 返還までに生じた毀損、盗難、滅失について、加入者の責に帰すべき場合には、加入者は当社に対して代替機器の購入代価または修理代相当額を損害賠償として支払うものとします。

第23条（接続装置の設置場所）

当社は、当社の接続装置を、原則として加入者が指定する場所に設置します。

第24条（接続装置の移転）

当社は、加入者から請求があったときは、当社が提供する接続装置の移転を行います。

第5章 回線相互接続

第25条（回線相互接続の請求）

- 加入者は、その加入者回線の終端において、または終端に接続されている電気通信設備を介して、加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
2. 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第26条（回線相互接続の変更・廃止）

- 加入者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
2. 第25条の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第6章 利用中止および利用停止

第27条（利用中止）

- 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの提供を中止することができます。
- （1）当社の電気通信設備の保守上または工地上やむを得ないとき。
 - （2）第30条の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
 2. 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表の定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
 3. 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第28条（利用停止）

- 当社は、加入者が次のいずれかに該当する場合は、6カ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（本約款により支払いを要することになった者に限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。
- （1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）
 - （2）契約の申し込みにあたり、第8条の規定に従い、提出された事項が事実と異なる等が判明したとき。
 - （3）第50条の規定に違反したとき。
 - （4）事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - （5）事業法または事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、別表1の技術基準に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
 - （6）前各号のほか、本約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき。
 2. 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を加入者に通知します。

第29条（禁止事項）

- 加入者は、当社が提供するインターネット接続サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。
- （1）当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - （2）他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する

- おそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（拳銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残酷な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはおそれの高い情報や他社を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

第7章 利用の制限

第30条（利用の制限）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供または地域を制限することがあります。
- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合で必要と認めた時
- (2) インターネット接続サービスの利用者が、当社もしくは第三者の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をした時
2. 前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、対象加入者に対しその理由を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。
4. 本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第8章 料金等

第31条（料金の適用）

- 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、登録事務手数料、利用料、端末接続装置利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金および工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。
2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第32条（利用料金の支払い義務）

- 加入者は、加入契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能または端末接続装置の提供についてはその提供を開始した日）の属する月の翌月から起算して加入契約の解除があった日（付加機能または端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した月と解除または廃止があった月が同一の月である場合は1カ月間とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料または使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。

- (3) 前2号の規定によるほか、加入者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1. 加入者の責めによらない理由により、インターネット接続サービスを全く利用できない状態（その加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。
2. 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなかった期間が生じたとき	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等

3. 当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第33条（登録事務手数料の支払い義務）

加入者は、第8条の規定に基づき契約の申し込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する登録事務手数料の支払いを要します。

第34条（手続きに関する料金等の支払い義務）

加入者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、工事の着手前に加入契約の解除または請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第35条（工事に関する費用の支払い義務）

- 加入者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前に加入契約の解除または請求の取り消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
2. 工事の着手完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、加入者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第36条（端末機器に関する費用の支払い義務）

加入者は、故意または過失により当社から貸与している端末機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第7条（加入者回線の終端）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

第37条（割増金）

加入者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第38条（延滞利息）

加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6％の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

第39条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第40条（加入者の維持責任）

加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

第41条（設備の修理または復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備に障害が発生、または滅失した場合には、全部を修理し、または復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理または復旧します。

第42条（加入者の切分け責任）

- 加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、加入者から要請があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所または当社が指定する者が、当社が別に定め

- る方法により試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を加入者にお知らせした後に、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第10章 損害賠償

第43条（責任の制限）

- 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するインターネット接続サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限りて賠償します。
3. 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第44条（免責）

- 当社は、加入者が本サービスを利用して損害を被った場合、第43条の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
2. 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
3. 当社は、本約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定または変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章 個人情報保護

第45条（IDおよびパスワードの管理責任）

- 加入者は、自己のIDおよび、これに対応するパスワードの使用および管理について全ての責任を負うものとします。
2. 加入者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。
3. 加入者は、第1項に規定する責任を怠り、第三者が加入者のIDおよびこれに対応するパスワードを使用し、インターネット接続サービスを利用した場合、当該第三者のインターネット接続サービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。

第46条（通信の秘密の保護）

- 当社は、インターネット接続サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、インターネット接続サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

第47条（加入者個人情報の取り扱い）

- 当社は、本サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適正に取り扱うものとします。
2. 個人情報保護管理者
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
3. 当社は収集し知り得た加入者に関する名前もしくは名称、電話番号、住所もしくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報等、およびその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱います。
- （1）サービスの提供を開始・継続・または終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
- （2）当社が提供するサービス（放送サービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれの追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
- （3）新サービスの取り組み、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
- （4）加入者から個人情報の取り扱いに関して、新たに同意を求めるため利用する場合
4. 当社は、法令で定める場合等を除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項第2号の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送により提供します。
5. 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要な範囲で、機器設置工事等の業務委託を行う場合があります。
6. ご記入は任意ですが、必須項目にご記入いただけない場合は、該当サービスに加入することができなくなる場合がございます。

7. 当社は、個人情報の漏えいなどがないように内部規定を設け、適切な安全対策を講じ、保管・管理に努めます。
8. 当社が取得したお客さまのクレジット情報は契約期間中保存いたします。
9. お客さまがご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、速やかに対応いたしますので、下記宛てにご連絡ください。
- （お問い合わせ窓口）
〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
電話 082-296-5551 FAX 082-296-5565 E-mail privacy@chupicom.co.jp

第48条（苦情処理）

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

第12章 雑則

第49条（承諾の限界）

当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときまたは料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第50条（利用に係る加入者の義務）

- 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入者が負うものとします。
2. 加入者は、当社または当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3. 加入者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは、自営端末設備の接続もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
4. 加入者は、故意に加入者回線を保留に置いたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
5. 加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
6. 加入者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
7. 加入者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
8. 加入者は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
9. 加入者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、第29条の規定に従うものとします。

第51条（国内法への準拠）

本約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第52条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

- 加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、本約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
2. インターネット接続サービスの利用契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第53条（技術的事項および技術資料の閲覧）

- インターネット接続サービスにおける基本的な技術的事項は、別表1のとおりとします。
2. 当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスを利用する上で参考となる別表2の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第54条（付帯サービス）

- 当社が独自に業務提携を行い、付帯サービスを開始した場合は、次のとおりとします。
2. 当社が指定する端末機器に限り利用することができます。
3. サービス内容に関しては、提携先が定める利用規約に準じて取り扱います。ただし、支払い方法については当社の定める方法で行うものとします。

第55条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第56条（閲覧）

本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第57条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

別表1 技術的事項

物理的条件	伝送方式
10Base-T / 100Base-T / 1000Base-T	CSMA / CD

別表2 技術資料の項目

1. 電気通信回線設備と端末設備の分界点
2. コネクタの形状とピン番号
3. 相互接続回線の電気的特性
4. 相互接続回線の倫理的接続条件
5. 基本的な通信形態とインタフェース

附 則

本約款は、2022年7月1日より施行します。

第1条（総則）

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」といいます）は、当社インターネット接続サービスの加入者（以下「加入者」といいます）のうち対象に提供する「無線LAN内蔵モデム」サービス（以下「本サービス」といいます）、当社所定の申し込み手続きを完了した利用する者（以下「利用者」といいます）に対し、以下の通りこの利用規約（以下「本規約」といいます）により、本サービスを提供します。

2 利用契約者は本規約の他、当社インターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます）が適用されることを確認するものとします。本規約に規定のない事項については、約款が適用されます。

3 当社は、本サービスの契約者の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

第2条（利用申込）

本サービスの利用を希望する者は、本規約および約款を承諾し、当社所定の手続きにより当社に申し込むものとします。

2 本サービスの利用にあたり、無線LANアダプター（無線LANカード、無線LAN内蔵パソコン等）が必要となります。

3 当社は、利用を申し込んだ者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 利用を申し込んだ者が実在しない場合、または、その恐れがある場合。

(2) 申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合。

(3) 利用を申し込んだ者が、当社のインターネット接続サービスの加入者でない場合。

(4) 当社の各種サービスにおいて利用料の支払いを怠っている場合、または、怠る恐れがあると当社が判断した場合。

(5) 利用を申し込んだ者の支払口座につき、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。

(6) 当社が、利用を申し込んだ者を利用者とするのが技術上著しく困難である、または本サービスの提供に著しい支障があると判断する場合。

(7) その他、当社が利用を申し込んだ者を利用者することを不適当と判断する場合。

第4条（料金）

本サービスの利用料金は、当社が別途定めるところによります。

第5条（サービスの提供）

本サービスは、無線LAN機能を内蔵した専用の端末接続装置（以下「無線LAN内蔵モデム」といいます）を利用者に貸与するサービスです。

2 無線LAN内蔵モデム設置作業は、当社にて行います。

3 既に当社インターネット接続サービスをご利用いただいている加入者については、当社にて設置・貸与しております端末接続装置（ケーブルモデム）を交換させていただきます。

4 交換作業にあたり、当社が別途定める交換費用が必要となります。

5 本サービスにおける接続対象機器は、一般的に販売される2.4GHz（IEEE802.11b/g/n）および5GHz（IEEE802.11a/n/ac）準拠の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるものとし、業務用機器については対象外とします。

第6条（無線LAN内蔵モデムについて）

利用者は無線LAN内蔵モデムからLANケーブルによる有線接続、および無線LAN接続によって利用者端末をインターネットに接続するものとします。

2 利用者は必要に応じて、当社から指定された識別符号により無線LAN内蔵モデムの設定を行うことができます。

ただし、利用者が変更した無線LAN内蔵モデムの設定に関して、当社は通信の保証を行いません。

3 本サービスは、無線LAN内蔵モデム標準仕様の暗号化技術を用いた接続を推奨します。標準仕様の暗号化技術の脆弱性によって利用者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。

4 無線LAN内蔵モデムは本体の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、利用者が変更した無線LAN内蔵モデムの設定を復元することはできません。

5 当社は、利用者宅無線LAN内蔵モデムの障害の切り分けのため、無線LAN内蔵モデムの設定変更、および設定情報の初期化を利用者に依頼する場合、または、当社にて実施する場合があります。

6 その他、無線LAN内蔵モデムの扱いは、インターネット契約約款に準じます。

第7条（接続設定）

無線LAN内蔵モデム設置後の利用者端末等への接続設定等は、利用者にて行っていただくものとします。

2 無線LAN内蔵モデム設置時、または設置後に、利用者が利用者端末等への接続設定等を希望される場合、当社が別途定める設定手数料をいただきます。

3 利用者が無線LAN接続を行う場合、当社が設定したWPS方式およびSSID、WPA暗号キーの入力による方式によって、無線LAN内蔵モデムに接続するものとします。

4 本サービスは、全ての通信機器の無線LAN接続を保証するものではありません。

第8条（無線LAN内蔵モデムの故障等）

利用者の責によらない無線LAN内蔵モデムの故障は、無償にて交換いたします。

2 利用者の責による無線LAN内蔵モデムの故障・破損および紛失については、当社が別途定める代金（別表参照）をお支払いいただくものとします。

3 無線LAN内蔵モデムを交換した場合は、SSID、暗号キーが変更します。この場合、利用者端末の設定は、利用者自らが行っていただくものとします。

第9条（サービスの解約）

- 利用者が本サービスを解約しようとするときは、当社へその旨を通知していただくものとします。
- 本サービスは、インターネット接続サービスの付加機能（オプションサービス）となりますので、インターネット接続サービス解約時には、本サービスもあわせて解約となります。
 - 本サービスの解約にあたり、無線LAN内蔵モデムの交換が必要となる場合は、別途工事費用が必要となります。

第10条（責任の範囲）

- 本サービスを提供するにあたり、当社の故意または明らかに当社の重大な過失による損害を除き、利用者に発生した損害につき、当社は一切の責任も負わないものとします。
- 本サービスを提供するにあたり、当社の設置する無線LAN内蔵モデム以降の利用者端末の故障は、当社は一切の責任も負わないものとします。
 - 本サービスを介しての第三者による利用者端末への不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等について、当社は一切の責任も負わないものとします。

第11条（その他）

本サービスの特性上、利用者宅の環境により電波が届かない場合や、電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。

第12条（裁判の管轄）

本契約に関する一切の紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条（協議事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社と会員の間で誠意を持って協議の上、解決にあたるものとします。

第14条（規約外事項）

本規約以外に当社と会員間に別途の取り決めがある場合はそれを優先します。

附 則

本利用規約は2022年7月1日より実施します。
広島市、廿日市市の一部サービスエリア、大竹市では、無線LAN内蔵D-ONUとなります。また、一部エリアではご利用できません。

【別表】

1. 月額基本利用料

内 容	金 額
無線LAN内蔵ケーブルモデム月額基本利用料 （インターネット利用料にプラス）	220円(税込み)

2. その他料金

内 容	機器損害金（課税対象外）
無線LAN内蔵ケーブルモデム（故障・破損および紛失等）	6,000円
無線LAN内蔵D-ONU（故障・破損および紛失等）	6,000円

第1条（総則）

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」という。）は、当社が別に定める放送サービス契約約款とインターネット接続サービス契約約款（以下「原約款」という。）ならびにこの「ちゅピCOM スーパーTVサービス利用規約」（以下「本規約」という。）に基づき、ちゅピCOM スーパーTVサービスを提供します。

第2条（用語の定義）

この規約において使用する用語の意味は、原約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使います。

用 語	用語の意味
ちゅピCOM スーパーTV用STB	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器を指します
ちゅピCOM スーパーTVサービス	ちゅピCOM スーパーTV用STBを利用して提供されるサービス

第3条（規約の適用）

本規約は、当社が提供するちゅピCOM スーパーTVサービスに関し適用されるものとします。

- 本規約の規定が原約款の規定と矛盾または抵触する場合は、原約款が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
- 当社は、加入者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、ちゅピCOM スーパーTVサービスの条件は変更後の規約によるものとします。

第4条（提供するサービス）

当社および提供事業者は、ちゅピCOM スーパーTVサービスの加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。

- 当社が提供するサービス
当社は、原約款ならびに本規約に基づき、ちゅピCOM スーパーTVサービスの提供と設置を行います。
- 提供事業者が提供するコンテンツサービス
提携事業者によりサービスの一部または全部を変更もしくは終了することがあります。提供事業者は、次のコンテンツサービスの提供を行います。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。
 - セキュリティソフトウェア
別記に規定するコンテンツサービスが提供されるため、本コンテンツサービスの提供事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、ちゅピCOM スーパーTVサービスを利用していただく場合は、本コンテンツサービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。
 - その他提携事業者提供のコンテンツ
提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

第5条（au IDの提供）

ちゅピCOM スーパーTVサービスの利用には、KDDI株式会社が提供する「au ID」が必要となります。

- 加入者は、ちゅピCOM スーパーTVサービスを利用する場合は、KDDI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意していただきます。また、ちゅピCOM スーパーTV用STB 1台につき1個の「au ID」をあらかじめ提供しますので、申し込み時に暗証番号を設定していただきます。
- 加入者は、ちゅピCOM スーパーTVサービスで利用されたコンテンツに対する課金および問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「au ID」が設定されているちゅピCOM スーパーTV用STBの機器情報を、当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾していただきます。
- 第2項で提供された「au ID」は、加入者がちゅピCOM スーパーTVサービスを解約した場合においても自動的に解除はされません。解除する場合は、提供元のKDDI株式会社へ解除手続きを行うものとします。

第6条（提供条件）

ちゅピCOM スーパーTVサービスは、放送サービス（4Kプレミアム・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーバックまたはちゅピCOM TV S・A・C・Eコース）とちゅピCOM NET※のご契約が必要となります。ちゅピCOM スーパーTVサービスの申し込みを行う際は、原約款および本規約に承諾し、別に定める申込書に必要事項を記入捺印の上当社に申し込むものとします。必要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。

※下り最大通信速度100Mbps以上のコースを推奨します。

- 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、前項に基づく申し込みを承諾しないことがあります。
 - KDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に同意いただけない場合。
 - 第4条の提携事業者が定める規約等に同意いただけない場合。

第7条（ちゅピCOM スーパーTVサービスの利用料）

加入者は、別表に定める料金表に従ってちゅピCOM スーパーTVサービスの利用料を支払うものとします。

- 加入者は、加入者の責めによらない理由により、ちゅピCOM スーパーTVサービスの利用ができない状態が発生した場合においても、第4条に定めるコンテンツサービスは、提携事業者が定める規約により利用料の支払いを要します。
- 当社は、ちゅピCOM スーパーTVサービスの料金を変更することがあります。
- 支払方法その他については、原約款に準じるものとします。

第8条（責任の制限）

- 当社は、ちゅピCOM スーパーTVサービスの内容を変更または終了することがあります。変更または、終了によっておこる損害の賠償には応じません。
2. 当社は、ちゅピCOM スーパーTVサービスの中断、天災、事変その他当社の責に帰さない事由によるサービスの提供の停止に対しての損害賠償には応じないものとします。
3. 当社は、ちゅピCOM スーパーTVサービスの利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害（第4条の提携事業者によるコンテンツサービスにより生じた損害を含む。）、およびちゅピCOM スーパーTVサービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
4. 当社は、ちゅピCOM スーパーTVサービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりちゅピCOM スーパーTVサービスの提供が行えなかった場合、原約款に従い、その加入者の損害を賠償します。

第9条（機器等の貸与）

- 当社は、加入者にサービス毎に別に定める料金表による機器等を貸与します。
2. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
3. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、別表3で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているちゅピCOM スーパーTV用STB（au ID提供）の使用状況は、設備の保守、維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないように加工した統計資料とした上で、「au ID」を提供しているKDDI株式会社へ提供させていただきます。
5. 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第10条（免責）

- ちゅピCOM スーパーTVサービスに関し、当社が加入者に対し負担する責任は、前条の規定によるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発生しないものとします。
- (1) ちゅピCOM スーパーTV用STBに接続する加入者所有等のデジタル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合および録画物等（蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします）の消失、破損等が生じた場合。また、ちゅピCOM スーパーTV用STB等機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。
- (2) ちゅピCOM スーパーTV用STB（蓄積、記録用媒体等）に保存された各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合。
- (3) ちゅピCOM スーパーTV用STBと連携する加入者所有等のタブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等が正常動作しなかったことにより不具合が発生した場合。
- (4) 第4条①に規定するセキュリティソフトウェアの不具合が発生した場合。また、そのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合。
2. 加入者は、ちゅピCOM スーパーTVサービス提供期間中、ちゅピCOM スーパーTV用STBを契約者自らの注意をもって管理し、移動、取り外し、変更、分解または損壊しないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。
3. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合があるちゅピCOM スーパーTV用STBの交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているちゅピCOM スーパーTVサービス（au ID提供）の使用状況は、設備の保守、維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないように加工した統計資料とした上で、「au ID」を提供しているKDDI株式会社へ提供させていただきます。

第11条（ちゅピCOM スーパーTVサービスの停止および解除）

- 当社は加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当該加入者に対しちゅピCOM スーパーTVサービス提供停止、またはちゅピCOM スーパーTVサービスの利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (1) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (2) ちゅピCOM スーパーTVサービス提供を妨害した場合
- (3) 本規約または原約款のいずれかに違反した場合
- (4) ちゅピCOM スーパーTVサービスの利用に関連して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えた場合
- (5) その他、当社が加入者として不適切と判断した場合
- 加入者が、放送サービス（4Kプレミアム・スポーツライブ・エンタメ・エコノミープックまたはちゅピCOM TV S・A・C・Eコース）またはちゅピCOM NETのいずれかのサービスを解約またはそれ以外のサービスに変更したときは、ちゅピCOM スーパーTVサービスも同時に解約するものとします。
2. 前項による解約もしくは変更の場合、当社が提供したちゅピCOM スーパーTV用STBを撤去いたします。必要機器への交換費用は原約款に定める料金が適用されるものとします。

第12条（解約）

- 加入者はちゅピCOM スーパーTVサービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以前に当社にその旨申し出るものとします。
2. 加入者は解約の場合、第7条の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。

第13条（個人情報の取り扱い）

- 当社の保有する加入者個人情報については、当社が別に定める「個人情報の取り扱いについて」および原約款に基づいて適正に取り扱うものとします。
2. 当社は加入者の個人情報をちゅピCOM スーパーTVサービスの提供のために利用するほか、次に掲げる目的のために利用するものとします。
- (1) ちゅピCOM スーパーTV用STBの設置工事や運用・保守等のため、お客さま情報の一部を委託先に開示する場合
- (2) ちゅピCOM スーパーTVサービスで利用されたアプリケーションに関するお問い合わせ等のために、本サービス利用にあたり払出しされたau ID設定したちゅピCOM スーパーTV用STBの機器情報を、KDDI株式会社に開示する場合
- (3) 加入者の視聴状況やちゅピCOM スーパーTVサービスの使用状況並びに操作に関する記録について、集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査およびその分析を行い、設備の保守および新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図る場合
- (4) ちゅピCOM スーパーTVサービスの障害および停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答する場合
- (5) 加入者がダウンロードされたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上を図る場合

第14条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第15条（合意管轄）

本規約に関する一切の訴訟については、広島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（別表1）契約解約料

	最低利用期間	解約料
ちゅピCOM スーパーTV用STB	12カ月	1,100円（税込み）

（別表2）機器損害金（課税対象外）

ちゅピCOM スーパーTV用STB	22,000円
-------------------	---------

（別記）提携事業者によるコンテンツサービス

コンテンツサービス	提携事業者
ウィルスバスター	トレンドマイクロ株式会社

附則 本規約は、2022年7月1日より施行します。

ちゅピCOM電気まとめ割サービス規約

第1条（総則）

- 「ちゅピCOM電気まとめ割」サービス規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社ちゅピCOM（以下、「当社」といいます。）と中国電力株式会社（以下、「中国電力」といいます。）が共同で提供する、当社サービス利用料金と電気料金をまとめて請求するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用にあたり必要となる事項を定めるものです。
- 本サービスをお申し込み、または利用されるお客さま（以下、「利用者」といいます。）は、本規約に同意したものとみなします。

第2条（お申し込みの条件および手続き）

お客さまは、原則として、次の条件をすべて満たす場合に本サービスにお申し込みいただけるものとします。

- 当社との間で別表1に定める当社サービス利用に関する契約（以下、「サービス利用契約」といいます。）を締結していること
- 中国電力との間で別表2に定める電気契約種別（以下、「電灯契約」といいます。）に加入していること
- 当社が指定する金融機関での口座自動振替またはクレジットカード支払いで、本サービス料金をお支払いいただいていること
- サービス利用契約と電灯契約の需要場所（利用する住所）が同一であること
- 支払期日を経過したサービス利用料金および電気料金の未払いがないこと

第3条（お申し込み手続き）

お客さまは、本規約に同意の上、当社が指定する方法により本サービスにお申し込みいただくものとします。お申し込み手続きの詳細は当社ホームページにてご確認ください。

第4条（契約の成立および契約期間）

- 本サービスは、お客さまから本サービス加入のお申し込みがあり、毎月24日までに当社との協議が調ったお客さまについて、翌月1日に成立いたします。
- 契約期間は、本サービスが成立した日から消滅する日までといたします。

第5条（サービス特典）

- 当社は、本サービス加入の特典（以下、「本サービス特典」といいます。）として、当社サービス利用料金と電気料金を合算した毎月のご請求料金から220円（税込み）を割引いたします。
- 本サービス特典は、契約期間中に行う当社サービス利用料金と電気料金を合算した料金に適用いたします。

第6条（電気料金の取り扱い）

- 本サービス契約期間中は、中国電力からの電気料金の請求に対して、当社が利用者に代わって、中国電力に立て替えてお支払いいたします。
- 当社は、立て替えて支払った電気料金の請求権を利用者に対して取得し、翌々月のサービス料金請求時に合わせて利用者に請求いたします。サービス利用契約が終了している場合、電気料金のみを請求する場合があります。その場合は、第5条に定める特典の提供はありません。

第7条（当社サービス利用料金の取り扱い）

当社は、利用者に当社サービス利用料金を請求する際、第6条の規定により中国電力に立て替えて支払った利用者の電気料金を合算して請求いたします。

第8条（登録内容の変更および利用解除）

- 利用者が本サービスの登録内容の変更又は利用を解除しようとする場合は、当社のお客さまセンターまでご連絡ください。
- 当社は、本サービスの利用者から登録内容の変更又は利用解除のお申し出があった場合は、お申し出内容を受け付け後、登録内容を変更または抹消いたします。

第9条（サービス資格の喪失）

- 当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合は本サービスの登録を抹消することができるものとします。
 - 口座自動振替またはクレジットカード支払いで当社の料金決済が不能となったとき
 - 第2条に規定する条件を満たさなくなったとき
 - 当社に虚偽の申請をしたことが判明したとき
 - 本規約に違反するなど、利用者として継続したいと当社が判断したとき
 - 暴力団、暴力団員・暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、その他これらに準ずる者に該当すると当社が判断したとき
- 当社が本サービスの登録を抹消したことに伴い、利用者には生じた不利益、損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 当社は、本条第1項のいずれかに該当したことを理由に本サービスの登録を抹消した利用者からの本サービスのお申し込みをお断りすることがあります。

第10条（サービスの変更、中止）

当社および中国電力は、本サービスを変更、または中止することがあります。この場合、当社および中国電力は、利用者に各社が適当と認める方法によりお知らせします。

第11条（サービス規約の変更）

当社は、本規約を変更する必要があると認めた場合は、利用者の承諾無しに変更できるものとします。この場合、当社が適当と認める方法によりお知らせします。

第12条（個人情報の取り扱い）

- 利用者は、当社が本サービスで取得した利用者情報を本条第2項以降の定めるところに従って、収集し、利用することに同意するものとします。
- 当社は、本サービスに関し、利用者の個人情報を次の目的で利用いたします。

- 本サービスの提供に必要な業務
- 本サービスの充実ならびに円滑な提供・運営（他の事業者より提供される各種サービスを含む）
- 当社の「個人情報の取り扱いについて」に定める利用目的
- 当社は、前項に規定する利用目的の範囲内において、中国電力との間で利用者の個人情報を下表のとおり共同利用いたします。

共同して利用する個人情報の項目	・お客さまの名前・住所・電話番号等の基本情報 ・本サービスのお申し込みに関する情報
共同して利用する者の範囲	中国電力株式会社（電気事業） （個人情報の厳正な取り扱いを約す契約を締結）
利用する者の利用目的	本条第2項に記載のとおり
個人情報の管理について責任を有する者	株式会社ちゅピCOM

- 当社は、利用者情報を機密情報として取り扱い、善良なる管理者の注意をもって管理します。また、当社は次のいずれかの場合を除き、利用者情報を第三者に提供しません。
 - 利用者の同意を得た場合
 - 法令等により開示を求められた場合
 - 業務上必要な範囲内で、業務を委託した第三者へ提供する場合
 - 個人を識別できない統計情報などに加工して利用する場合
 - 当社の「個人情報の取り扱いについて」に従い、公表する共同利用先との間で共同利用を行う場合
- 当社は、本規約に定めのない利用者情報の取り扱いについては、当社の「個人情報の取り扱いについて」に則ります。

第13条（権利・義務の譲渡禁止）

利用者が、本サービスにより生じる権利または義務の全部または一部を、同居の家族を除く第三者に譲渡し、もしくは継承させ、または担保に供することを禁止いたします。

第14条（免責事項）

当社は、本サービスへのお申し込みまたはご利用に伴い、利用者および第三者が被った一切の損害、不利益について免責されるものとします。ただし、当社の故意または重過失に起因して生じた損害、不利益については当社規定により賠償の責を負うものとします。

第15条（準拠法）

本規約は日本法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとします。

第16条（合意管轄）

本規約および本サービスに関する訴訟は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（実施期日）

本規約は、2022年12月1日から実施とし、第5条のサービス特典適用については、2023年1月1日から適用といたします。

※記載の料金は税込みです。2022年12月現在の標準税率10%を適用しています。

（別表1）当社サービス利用に関する契約

- 下記のちゅピCOMのいずれかのサービスにご加入されている方【対象サービス】
 - ちゅピCOM TV、ちゅピCOM光 TV^{*1}
 - ちゅピCOM NET、ちゅピCOM光 NET、ちゅピCOM光 NET 1G with auひかり、ちゅピCOMひかり^{*2※3}
 - ちゅピCOM 電話、ちゅピCOM光 電話、ちゅピCOMひかり電話^{*4}
 - ちゅピCOM Air-LAN
 - ※1「有料再送信コース」、「北広島基本プラン」含む
 - ※2「きたひろネット」含む
 - ※3「ちゅピCOM Smart Room」（集合マンションインターネット一括契約）は対象外
 - ※4「愛ネットフォン」、「ちゅピCOMモバイル」は対象外
- （別表2）電灯契約
 - ぐっとずっと。プラン スマートコース
 - ぐっとずっと。プラン シンプルコース
 - ぐっとずっと。プラン ナイトホリデーコース
 - ぐっとずっと。プラン 電化styleコース

株式会社ちゅピCOM（以下当社といいます）と当社が提供するちゅピCOMモバイルの提供を受ける者との間に締結される契約は以下の条項によるものとします。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社ちゅピCOMは、この加入契約約款（以下「約款」といいます）、並びに当社が別に定める料金により、ちゅピCOM モバイルを提供します。

第2条（約款の変更）

この約款は、契約者の承認を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2 前項の場合、当社は、ホームページにて加入者へ通知するものとします。

第3条（用語の定義）

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信
データ通信網	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
ちゅピCOMモバイル	特定携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービス
加入契約	当社からちゅピCOMモバイルの提供を受けるための契約
利用権	約款に基づき当社からちゅピCOMモバイルの提供を受ける権利
加入者	当社と加入契約を締結している者
移動無線装置	加入契約に基づいて陸上（河川・湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備および無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送りまたは受けるための特定携帯電話事業者（KDDI株式会社または株式会社NTTドコモに限り。）の電気通信設備であって、当社に提供されるもの
加入者回線	ちゅピCOMモバイルに係る契約に基づき、無線基地局設備と加入契約の申込み者または加入者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定および設計についての認証に関する規則（平成16年総務省令第15号）第3条に規定する種類の端末設備の機器
自営端末設備	加入者が設置する端末設備
相互接続点	特定携帯電話事業者（KDDI株式会社または株式会社NTTドコモに限り。）とその特定携帯電話事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
相互接続通信	加入者回線と相互接続点との間の通信
特定携帯電話事業者	KDDI株式会社および沖縄セルラー株式会社または株式会社NTTドコモ
協定事業者	特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
SIMカード	加入契約に基づき加入者に貸与される、回線識別番号その他の情報を記録されたICカード
IPアドレス	インターネットプロトコルとして定められているアドレス
回線識別番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号または加入者回線を識別するための英字もしくは数字の組み合わせ
利用月	1の暦月の初日から末日の間 当社は毎月1日から末日を1カ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。
ユニバーサルサービス利用料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 ちゅピCOMモバイルの種類

第4条（ちゅピCOMモバイルの種類）

ちゅピCOMモバイルには、料金表に規定する種類、種別、品目があります。

第3章 サービス提供区域

第5条（サービス提供区域）

ちゅピCOMモバイルのサービス提供区域は、別記1で定める区域において行うことができるものとします。

第4章 加入契約

第6条（加入契約の単位）

当社は、加入者ごとに1の加入契約を締結します。この場合加入者は、1の加入契約につき1人に限ります。

第7条（加入契約申し込みの方法）

加入契約の申し込みをするときは、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。
2 ちゅピCOMモバイルの申し込みを行う方は、携帯音声通信事業者による加入者等の本人確認等および携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）の規定に基づき、名前、住所、生年月日等の加入者を特定する情報の確認（同法第9条に定める契約者確認をいいます。以下「本人確認」といいます。）のために、当社が別に定める書類を提示する必要があります。ただし当社が特に認める場合は、この限りではありません。

第8条（加入契約申し込みの条件）

加入契約の申し込みは、以下の各号に該当することを条件とします。
(1) 放送法第127条第2項または事業法第10条1項に基づき届出をした業務区域に居住している方。
(2) 前号にかかわらず当社が特に認めた場合。

第9条（加入契約申し込みの承諾）

当社は、加入契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査の上これを承諾するものとします。
2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。
3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申し込みの承諾の延期もしくは承諾しないことがあります。
(1) 第7条に基づき申し込まれた内容に虚偽または不実の内容があるとき。
(2) 第7条第2項において、本人確認ができないとき。
(3) 第8条に該当しないとき。
(4) 加入契約の申込者がちゅピCOMモバイルの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
(5) 加入契約の申込者が、申し込みより以前に第29条各号の規定のいずれかに該当し、ちゅピCOMモバイルの利用を停止されたことがある、または加入契約の解約を受けたことがあるとき。
(6) 第64条の規定に違反するおそれがあるとき。
(7) 加入者が申し込みをした音声通話機能を有する回線数が、当社と同時に契約している加入契約を含め、合計が6以上となるとき。
(8) 加入契約の申込者が支払手段に指定した金融機関口座もしくはクレジットカードの義名人と異なるとき。
(9) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第10条（契約の成立および契約内容確認書面の交付）

加入契約は、申込者があらかじめこの約款を承諾の上、当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾通知を発したときに成立するものとします。ただし、当社は、加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。
(1) 加入契約の申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
(2) その他加入契約の申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
(3) 加入契約の申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
(4) その他当社においてサービス提供が困難であると判断した場合
2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約内容確認書」といいます）を加入申込者に交付します。
3 契約内容確認書は次のいずれかもしくは両方の方法により交付します。
(1) 電磁的方法による交付
(2) 紙面による交付

第11条（初期契約解除）

加入申込者は、サービス提供開始日または契約内容確認書を受領した日のうち遅い方から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
2 前項の規定による契約の解除は同項の書面を発したときにその効力を生じます。
3 第1項の規定により加入契約の解除を行った者は、損害賠償もしくは解約料その他金銭等を請求されることはありません。ただし、あらかじめ加入契約の解除をする等悪意の意思をもって加入契約の申し込みを行った場合等、加入契約の申し込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4 前項の規定にかかわらず一旦加入契約が成立した後、サービス提供が開始している場合には、加入者は、初期契約解除までの期間における基本利用料、通話料等の従量料金ならびに登録および解約に要した費用を負担するものとします。
5 変更契約の初期契約解除につきましては、翌月1日に変更前の契約にお戻しいたします。変更後のコースが適用となる月は、変更後のコースの基本利用料の支払いを要します。

第12条（回線識別番号）

ちゅピCOMモバイルの回線識別番号は、当社が定めるものであって当社が貸与するSIMカードごとに設定する一意の番号をいいます。なお、その回線識別番号については、加入者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、回線識別番号を変更することがあります。
3 当社は、回線識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入者に通

知します。

第13条（契約内容の変更）

加入者から以下の各号に定める契約変更の申し込みをするときは、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。この場合の申し込み事項については、その加入者から別段の申し出がない限り、現に提供しているちゅピCOMモバイルに準じて取り扱います。

- (1) 当社が料金表に定める種目の変更により、加入契約を解約すると同時に新たに加入契約を締結する場合
- (2) (1)を除く契約内容の変更の場合
- 2 前項第1号の申し出があったときは、当社は、現に提供している加入契約の解除について、第18条の規定の通知があったものとみなして取り扱います。
- 3 前2項の届け出があったときは、当社は、第7条および第9条の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「申し込み」とあるのは「変更の請求」と、「申し込みを行う方」は「加入者」と読み替えるものとします。
- 4 第1項の変更の手続きは、申し込みを受け付けてから一定期間後に完了します。この場合において、変更の手続き請求を受け付けてから手続き完了までの間、手続に伴いSIMカードが利用できない状態にある期間も含め、利用料等の支払いを要します。

第14条（加入者の名前などの変更の届け出）

加入者は、名前、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 前2項の届け出があったときは、当社は、第7条および第9条の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「申し込み」とあるのは「変更の請求」と、「申し込みを行う方」は「加入者」と読み替えるものとします。

第15条（利用の一時休止）

当社は、加入者からSIMカードの盗難・紛失その他事由によりちゅピCOMモバイルの回線ごとに利用の一時休止（その回線識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）の請求があったときは、当社所定の方法により行うものとします。

- 2 前項に基づき、利用の一時休止を受けた加入者が、当該利用の一時休止の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
- 3 利用の一時休止があっても、利用料等の支払いを要します。
- 4 利用の一時休止および当該利用の一時休止の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定期間後に完了します。当該利用の一時休止の請求後、手続き完了までに生じた利用料等は、加入者による利用であるか否かにかかわらず、加入者の負担とします。

第16条（加入者の地位の承継）

相続または法人の合併若しくは会社分割により加入者の地位の承継があったときは、相続人継承後の法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるものおよび当社が加入者の地位を承認した者（以下「承継人」といいます。）の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、承継人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その承継人のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 前3項の届出があったときは、当社は、第7条（加入契約申し込みの方法）および第9条の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「申し込み」とあるのは「承継の請求」と、「申し込みを行う方」は「承継人」と読み替えるものとします。

第17条（利用権の譲渡の禁止）

利用権は、譲渡することができません。

第18条（加入者が行う契約の解約）

加入者は、加入契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により届け出ていただきます。

第19条（当社が行う契約の解約）

当社は第8条に該当しなくなった場合、加入契約を解約します。

- 2 当社は、第29条の規定によりちゅピCOMモバイルの利用を停止された加入者が、なおその事実を解消しない場合は、その加入契約を解約することがあります。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、加入者が第29条各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないでその加入契約を解約することがあります。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、加入者について、破産法または民事再生法の適用の申し立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその加入契約を解約します。
- 5 当社は、前4項の規定により、その加入契約を解約しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。

第5章 付加機能

第20条（付加機能の提供）

当社は、加入者から付加機能の利用の請求があったときは、料金表に定める付加機能を提供します。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第9条の規定に準じて取り扱います。

第21条（付加機能の廃止）

当社は、その付加機能の提供を受けている加入者から、加入契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったときは、加入者に提供している付加機能を廃止します。

第22条（利用の一時休止があった場合の取り扱い）

当社は、その付加機能の提供を受けている加入者から、利用の一時休止の申し出があったときは、付加機能の利用の一時休止（付加機能を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

- 2 利用の一時休止および当該利用の一時休止の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定期間後に完了します。当該利用の一時休止の請求後、手続き完了までに生じた付加機能利用料は、加入者による利用であるか否かにかかわらず、加入者の負担とします。
- 3 利用の一時休止があっても、料金表に定める付加機能利用料は発生します。

第23条（地位の承継があった場合の取り扱い）

当社は、付加機能を提供している加入者回線について、地位の承継があった場合は、その付加機能を廃止します。

第6章 SIMカードの貸与等

第24条（SIMカードの貸与）

当社は、加入者に対しSIMカードを貸与します。この場合において、貸与するSIMカードの数は、料金表に定めるものとします。

- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを加入者に通知します。

第25条（回線識別番号その他の情報の登録など）

当社は、次の場合に、当社の貸与するSIMカードに回線識別番号その他の情報の登録等を行います。

- (1) SIMカードを貸与するとき。
- (2) その他、当社のSIMカードの貸与を受けている加入者から、そのSIMカードへの回線識別番号その他の情報の登録などを要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第12条第2項または第60条の規定により回線識別番号を変更する場合は、回線識別番号その他の情報の登録等を行います。

第26条（SIMカードの情報消去および返還）

SIMカードの貸与を受けている加入者は、以下の各号に該当する場合、そのSIMカードを当社が別に定める方法により、当社へ速やかに返還していただきます。

- (1) 第18条、第19条の規定により解約した場合
- (2) 料金表に定める種類を変更した場合
- (3) その他、SIMカードを利用しなくなったとき。
- 2 加入者がSIMカードを当社に返還する際に加入者の私物（以下「契約者私物」といいます。）が同梱されていた場合であっても、当社に契約者私物が届いてから1か月以内に加入者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄できるものとします。（ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。）
- 3 前項の規定によるほか、第24条第2項の規定により、当社がSIMカードの変更を行った場合、加入者は、変更前のSIMカードを返還するものとします。

第27条（SIMカードの管理責任）

SIMカードの貸与を受けている加入者は、そのSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

- 2 SIMカードの貸与を受けている加入者は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または破損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社の承諾がある場合を除き、SIMカードについて、加入者以外への販売、譲渡その他の処分をすることはできません。
- 4 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている加入者が利用したものとみなして取り扱います。
- 5 当社は、SIMカードの盗難、紛失または破損に起因して生じた損害などについて、責任を負わないものとします。
- 6 加入者は、当社の承諾がある場合を除き、SIMカードの分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他SIMカードとしての通常の用途以外の使用することはできません。

第7章 利用中止および利用停止

第28条（利用中止）

当社は、次の場合には、ちゅピCOMモバイルの利用を中止することがあります。

- (1) 当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 特定携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは特定携帯電話事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、ちゅピCOMモバイルの利用に制限が生じたとき。
- (3) 第46条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 前項に定める場合のほか、当社は、その加入者回線について、その料金月におけるちゅピCOMモバイルの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にちゅピCOMモバイルの利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。
- 3 当社は、本条の規定によりちゅピCOMモバイルの利用を中止するときは、あらかじめその理由を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 4 当社は、本条の規定によるちゅピCOMモバイルの利用の中止について、加入者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、その一切の責任を負わないものとします。

第29条（利用停止）

- 当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、6カ月以内で当社が定める期間（利用料その他の債務を支払われないときは、その利用料等その他の債務が支払われるまでの間、第2号または第5号の規定に該当するときは、当社が加入者等の本人確認のための書類を、当社に提出していただくまでの間）、そのちゅピCOMモバイルの利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後支払われた場合であっても、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) 加入契約の申し込みに当たって事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 加入者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のちゅピCOMモバイルに係る利用料その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (4) 加入者がそのちゅピCOMモバイルまたは当社と契約を締結している他のちゅピCOMモバイルの利用において第64条の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 加入者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 第8章ならびに第9章の各条項の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等（別記3に定める技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の加入者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (7) 加入者が支払手段に指定した金融機関口座もしくはクレジットカードを使用することができなくなったとき。
- 2 本条の規定によるちゅピCOMモバイルの利用の停止があっても、利用料等の支払を要します。
- 3 当社は、本条の規定によりちゅピCOMモバイルの利用を停止するときは、あらかじめその理由を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、本条の規定によるちゅピCOMモバイルの利用の停止について、加入者に何らかの不利益が生じた場合であっても、その一切の責任を負わないものとします。

第30条（サービスの終了）

- 当社は、次の場合には、ちゅピCOMモバイルを終了することがあります。
- (1) 安定したちゅピCOMモバイルの提供ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。
- (2) 当社が提供する他のサービスに伴い、ちゅピCOMモバイルの必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。
- (3) 経営上、技術上などの理由によりちゅピCOMモバイルの適正かつ正常な提供ができなくなりちゅピCOMモバイルの運営が事実上不可能になったとき。
- (4) その他の理由でちゅピCOMモバイルが提供できなくなったとき。
- 2 当社は、本条の規定によりちゅピCOMモバイルを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを終了する時期などを加入者に通知します。
- 3 当社は、本条の規定によるちゅピCOMモバイルの終了について、加入者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、その一切の責任を負わないものとします。

第8章 自営端末設備の接続等

第31条（自営端末設備の接続）

- 加入者は、その加入者回線に直接、またはその加入者回線に接続されている電気通信回線設備を介して自営端末設備（移動無線装置にあっては、特定携帯電話事業者が無線局の免許を受けることができるものおよび加入者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、当社にその接続の請求をしていただきます。
- この場合において、事業法第54条第1項に定める技術基準適合認定を受けた端末機器、別記3に定める技術基準および技術的条件に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第33条第1項第5号の規定に基づき総務大臣が指定するものをいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。
- (1) その自営端末設備が、電波法に定める無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合しないとき。
- (2) その接続が別記3に定める技術基準および技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続が事業法施行規則第32条に定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次のいずれかに該当する場合を除き、その接続が前項第1号の技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (1) 事業法第54条第1項に定める技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第33条第1項に定める場合に該当するとき。
- 4 前項の検査を行う場合、当社もしくは特定携帯電話事業者の係員は、所定の証明書を示します。
- 5 加入者がその自営端末設備を変更したときについても、当社は、前各項の規定に準じて取り扱います。
- 6 加入者は、その加入者回線への自営端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知していただきます。

第32条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

- 当社は、加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その自営端末設備の接続が別記3に定める技術基準および技術的条件に適合するかを検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第33条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が端末設備等規則に適合していると認められないときは、加入者は、その自営端末設備の加入者回線への接続を取りやめていただきます。

第33条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）

- 加入者は、その加入者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条および次条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、その自営端末設備について電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、加入者は、その自営端末設備の加入者回線への接続を取りやめていただきます。

第34条（自営端末設備の電波法に基づく検査）

前条に定める検査のほか、自営端末設備の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、前条第2項および第3項の規定に準ずるものとし

第9章 自営電気通信設備の接続等

第35条（自営電気通信設備の接続）

- 加入者は、その加入者回線、またはその加入者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、特定携帯電話事業者が無線局の免許を受けることができるものおよび加入者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、当社所定の書面により当社にその接続の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。
- (1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
- (2) その接続が別記3に定める技術基準および技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続により当社もしくは特定携帯電話事業者の電気通信設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第33条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が前項第1号の技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、当社もしくは特定携帯電話事業者の係員は、所定の証明書を示します。
- 5 加入者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- 6 加入者は、その加入者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知していただきます。

第36条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第32条の規定に準じて取り扱います。

第37条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、第33条の規定に準ずるものとし

第38条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては第34条の規定に準ずるものとし

第10章 通信

第39条（通信の種類）

通信には、特定携帯電話事業者が定める契約約款において定められた通信の種類があります。

第40条（加入者回線との間の通信）

通信は、その加入者回線に接続された移動無線装置が別記1で定めるサービス提供区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス提供区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上など電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第41条（通信速度）

当社がちゅピCOMモバイルで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、加入者が使用する通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、加入者はあらかじめ承諾する

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM サービス-TV	ちゅピCOM 電話	ちゅピCOM電気まとも割	ちゅピCOMモバイル	工事	各種料金	セット割引料金	約款・利用規約
-----------	------------	----------------	-----------	--------------	------------	----	------	---------	---------

- ものとしします。
- 2 ちゅピCOMモバイルの通信速度は、加入者が利用される端末およびエリアによって、最大通信速度は異なります。
- 3 加入者が、料金表に定めた1カ月で利用可能な通信量（追加クーポンによる通信量を追加した場合も含む）を超過した場合の通信速度は、低速通信時の速度となります。
- 4 低速通信時に、当日を含む3日間の合計データ通信量が一定量を超えた場合、加入者回線の通信速度を制限する場合があります。

第42条（相互接続に伴う通信）

- 相互接続点との間の通信は、特定携帯電話事業者が定めた通信に限り行うことができます。
- 2 相互接続に伴って行うことができる協定事業者の電気通信設備に係る通信（以下「他社相互接続通信」といいます。）
- 3 通信は、協定事業者の契約約款および料金表その他の契約等の規定によるものとしします。
- 4 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他社相互接続通信を行うことはできません。

第43条（インターネット接続サービスの利用）

- 加入者は、インターネット接続サービス（パケット通信モードの利用によりインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
- 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとしします。

第44条（国際通話の取り扱い）

国際通話は、本邦発信の自動通話（通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。

第45条（外国における取り扱い制限）

国際通話の取り扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第46条（通信利用の制限等）

当社または特定携帯電話事業者は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に提供しているちゅピCOMモバイル以外のものによる通信の利用および特定の相互接続点への通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名	
気象機関	電力の供給の確保に直接関係がある機関
水防機関消防機関	水道の供給の確保に直接関係がある機関
災害救助機関	ガスの供給の確保に直接関係がある機関
秩序の維持に直接関係がある機関	選挙管理機関
防衛に直接関係がある機関	別記4の基準に該当する新聞社などの機関
海上の保安に直接関係がある機関	預貯金業務を行う金融機関
輸送の確保に直接関係がある機関	国または地方公共団体の機関
通信役務の提供に直接関係がある機関	

- 2 当社は、前項の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断しまたは代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備（特定携帯電話事業者の電気通信設備を含みます。）に所定の登録を行った端末設備が加入者回線に接続された場合、その加入者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。
- 3 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する、児童ポルノアドレスリストにおいて指定された接続先との間の通信を制限する措置をとることがあります。
- 4 前3項の規定による場合のほか、当社は、加入者に事前に通知することなく次の通信利用の制限または切断を行うことがあります。
- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の加入者および特定の加入者の通信を制限すること。
- (2) 通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難な場合に、その通信を切断すること。
- (3) 通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断した場合に、その通信を切断すること。
- (4) 当社が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信を制限すること。
- 5 当社および協定事業者は、前項の規定による場合のほか、協定事業者が定める形式のデータについて、圧縮その他ちゅピCOMモバイルの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。
- 6 当社は、本条の規定による通信利用の制限について、加入者に何らかの不利益が生じた場合であっても、その一切の責任を負わないものとしします。

第47条（通信時間等の測定等）

通信時間（通話時間を含む。以下同じとします。）、情報量および通信回数（通話回数を含む。以下同じとします。）の測定等については、当社が別途定めるところによりします。

第11章 料金など

第1節 料金

第48条（料金）

ちゅピCOMモバイルの料金は、料金表に定める基本利用料、付加機能利用料、通話料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料とします。

第2節 料金などの支払い義務

第49条（基本利用料および付加機能利用料の支払い義務）

- 加入者は、その契約に基づいて当社が加入者回線の提供を開始した日から起算して第18条、19条による契約の解約等の手続きが完了した日が属する月の末日までの期間について、料金表に定める料金の支払いを要します。ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。
- 2 前項の期間において、利用の一時休止などによりちゅピCOMモバイルを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時休止をしたときは、加入者は、その期間中の基本利用料および付加機能利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、加入者は、その期間中の基本利用料および付加機能利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、加入者は、次の場合を除き、ちゅピCOMモバイルを利用できなかった期間中の基本利用料および付加機能利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
加入者の責めによらない理由によりそのちゅピCOMモバイルを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのちゅピCOMモバイルについての基本利用料

- 3 前項の規定にかかわらず、加入者は、料金表に定める海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表（別紙）に定める料金の支払いを要します。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金がすでに支払われているときは、第2項第3号の定めに従いその料金を返還します。
- (注) 基本利用料および付加機能利用料の日割については、料金表に定めるところによります。

第50条（通話料の支払い義務）

- 加入者は、その加入者回線からの通話（その加入者回線の加入者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が別途定める方法により測定した通話時間または通話回数と料金表の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。
- 2 ちゅピCOMモバイルの解約、音声付きプランの解約、またはオプション等の解約にかかわらず、音声通話機能およびオプション機能等の利用が確認された場合、その利用に係る料金の支払いを要します。

第51条（最低利用期間）

- ちゅピCOMモバイルには料金表に定める最低利用期間があります。
- 2 加入者は、前項の最低利用期間内に加入契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに料金表に定める額を一括して支払うものとしします。
- 3 当社が別に定める規定に基づき加入契約の申し込みがあり、当社がその契約申し込みを承諾した場合は、前項の規定は適用しません。

第52条（手続きに関する料金の支払い義務）

加入者は、加入契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に定める手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、すでにその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第53条（ユニバーサルサービス料の支払い義務）

- 加入者は、その料金月の末日において加入契約を締結している場合、料金表に定めるユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。
- 2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、加入者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。

第53条の2（電話リレーサービス料の支払い義務）

モバイル卸契約者は、料金表2-7（電話リレーサービス料）に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

第3節 料金の計算および支払い

第54条（料金の計算および支払い）

料金の計算方法ならびに料金の支払い方法は、料金表の定めるところによります。

第4節 割増金および延滞利息

第55条（割増金）

加入者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第56条（延滞利息）

加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6％の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第12章 保守

第57条（当社の維持責任）

当社は、ちゅピCOMモバイルを提供するための電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第58条（加入者の維持責任）

加入者は、端末設備または自営電気通信設備を、別記3に定める技術基準および技術的条件などに適合するよう維持していただきます。
2 前項の規定のほか、加入者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第59条（加入者の切分責任）

加入者は、端末設備または自営電気通信設備が加入者回線に接続されている場合であって、加入者回線その他当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2 前項の確認に際して、加入者から要請があったときは、当社は別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者に通知します。
3 当社は、前項の試験により当社または特定携帯電話事業者が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、加入者の請求により当社または特定携帯電話事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
4 ちゅピCOMモバイルの利用場所が放送法第127条第2項または事業法第10条1項に基づき届出をした業務区域外の場合は、当社または特定携帯電話事業者の係員の派遣はいたしません。

第60条（修理または復旧）

当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。
2 前項の場合において、当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの
	防水機関に提供されるもの
	消防機関に提供されるもの
	災害救助機関に提供されるもの
	秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの
2	防衛に直接関係がある機関に提供されるもの
	海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの
	輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
	通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの
	電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
3	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
	選挙管理機関に提供されるもの
	別記4の基準に該当する新聞社などの機関に提供されるもの
	預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの
3	国または地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。）
	第1順位および第2順位に該当しないもの

3 特定携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合の修理または復旧の取り扱いについては、特定携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款で定められたものに準ずるものとします。
4 当社は、当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその回線識別番号を変更することがあります。

第13章 損害賠償

第61条（責任の制限）

当社は、ちゅピCOMモバイルを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのちゅピCOMモバイルが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。
2 前項の場合において、当社は、ちゅピCOMモバイルが全く利用できない状態

にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するちゅピCOMモバイルに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限りて賠償します。
3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表の規定に準じて取り扱います。
4 前3項の規定にかかわらず、当社は、ちゅピCOMモバイルの提供をしなかったことの原因が本邦のケーブル陸揚局より外国側または固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害であるときは、その加入者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。
5 当社は、ちゅピCOMモバイルを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。

第62条（免責）

当社は、加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条の規定によるほか、何らの責任も負いません。
2 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧などに当たって、その電気通信設備に記憶されている内容などが変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第14章 雑則

第63条（承諾の限界）

当社は、加入者から手続きその他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。
ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第64条（加入者の義務またはちゅピCOMモバイル利用の要件）

加入者がちゅピCOMモバイルにおいて使用するIP アドレスは、当社が指定します。
2 ちゅピCOMモバイルを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。ただし、通話に先立ち「184」をダイヤルした場合を除きます。
3 加入者は、音声付きプランの利用に限り、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける携帯電話事業者を変更することができる制度をいい、以下「MNP」とします。）による転入または転出を行うことができます。
4 MNP転入には、以下の条件が適用されます。
(1) 転入元事業者での契約者の名義と、加入者の名義が同一である必要があります。
(2) 転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期間は発行から15日間となります。期限切れの場合は転入元の携帯電話会社に再度発行いただきます。なお、申し込み時には当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
(3) MNP手続きの都合上、一定期間、電話番号を利用することができない期間（MNP転入手続完了後から、当該手続きに係る音声通話機能付きSIMカードが加入者の指定先に到着するまでの期間）が発生する場合があります。
(4) MNP手続きは音声付きプランの申し込みと同時に必要があります。
(5) 当社がMNP手続きを行うにあたり、その申し出の可否を判断するために、その転入元事業者または転出先事業者との間で、MNP手続きを行う加入者の氏名、住所、生年月日、当社もしくは転入元事業者がMNP手続きに必要な番号の規定により発行する番号その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、または照会することを承諾していただきます。
5 加入者は、当社が貸与するSIMカード以外の通信手段を用いたちゅピCOMモバイルの利用、およびちゅピCOMモバイルにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。
6 加入者は、当社が貸与するSIMカードに登録されている回線識別番号その他の情報を読み出し、変更し、または消去を行ってはならないものとします。
7 加入者は、音声通話機能付きSIMカードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしも特定携帯電話事業者が提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
8 ちゅピCOMモバイルにおいては、第28条および第29条に定めるほか、ちゅピCOMモバイルの品質および利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、加入者はあらかじめこれに同意するものとします。
9 加入者は、当社が第8章ならび第9章の条項に定める端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。
10 加入者は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でちゅピCOMモバイルを利用してはならないものとします。なお、別記5に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

第65条（端末設備等の持ち込み）

加入者は、次のいずれかに該当する場合には、その自営端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を当社が指定した期日までに当社に持ち込んでいただきます。
(1) 第8章の各条項の規定に基づく自営端末設備の検査または第9章の各条項の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。

- (2) 電波法に基づく自営端末設備の検査を受けるとき。
(3) その他当社が必要と認めるとき。

第66条（加入者個人情報の取り扱い）

- 当社は、本サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適正に取り扱うものとします。
- 2 個人情報保護管理者
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
- 3 当社は収集し知り得た加入者に関する名前もしくは名称、電話番号、住所もしくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報等、およびその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱います。
- (1) サービスの提供を開始・継続・または終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
(2) 当社が提供するサービス（放送サービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれの追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
(3) 新サービスの取り組み、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
(4) 加入者から個人情報の取り扱いに関して、新たに同意を求めるため利用する場合
- 4 当社は、法令で定める場合等を除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項第2項の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送により提供します。
- 5 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要な範囲で、機器設置工事等の業務委託を行う場合があります。
- 6 ご記入は任意ですが、必須項目にご記入いただけない場合は、該当サービスに加入することができなくなる場合がございます。
- 7 当社は、個人情報の漏えいなどがないように内部規定を設け、適切な安全対策を講じ、保管・管理に努めます。
- 8 当社が取得したお客さまのクレジット情報は契約期間中保存いたします。
- 9 お客さまがご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、速やかに対応いたしますので、下記宛てにご連絡ください。
(お問い合わせ窓口)
〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
電話 082-296-5551 FAX 082-296-5565
E-mail privacy@chupicom.co.jp

第67条（苦情処理）

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

第68条（サイバー攻撃への対処）

当社は、当社または契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部または一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りです。

- (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構（平成11年法律第162号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信設備の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。
- (2) 契約者が、C&Cサーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNSサーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、ちゅピCOMモバイルを利用している間いつでも、契約者の選択により、かかる検知および遮断が行われない設定に変更できるものとします。

第69条（法令に定める事項）

ちゅピCOMモバイルの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第70条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第71条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

料金表 通則

（料金の計算方法など）

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）、通話料（SMS送受信料含む。以下同じとします。）は料金月（その通話を開始した日と終了した日が異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。
- ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払

いを請求します。

- 2 月額料金の起算日はサービス開始日が属する月の翌月です。サービス開始日と契約の解除があった日が同月だった場合は1カ月分のご利用料金の支払いを要します。通話料の起算日はサービス開始日です。当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、起算日を変更することがあります。

（月額料金の日割り）

- 3 当社は、料金表（別紙）に定める他、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りではありません。
- (1) 第49条（基本利用料および付加機能利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
(2) 2の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 4 3の月額料金の日割りは、料金月の日数により行います。この場合において、第49条に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 5 3の第2号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（端数処理）

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金などの支払い）

- 7 加入者は、料金および工事に関する費用について、当社が定める期日までに、契約者名義のクレジットカードにてお支払いいただきます。ただし、当社が提供する放送サービスまたはインターネット接続サービスにご加入で口座振替またはクレジットカードでお支払いの場合は、それと同様の方法にてお支払いいただけます。

（料金の一括後払い）

- 8 当社は、前項の規定にかかわらず、加入者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（消費税相当額の加算）

- 9 この約款および料金表に定める料金額に関する料金の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない料金額をいいます。以下同じとします。）に消費税相当額を加算した額とします。消費税相当額は、ちゅピCOMモバイルのご利用時点の税率に基づき計算します。ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。
- (1) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料
(2) 国際電話に関する料金
(3) 国際SMS送信に関する料金（通話料に限りです。）

（電子データによる請求額の通知）

- 10 当社は、契約者回線に係るちゅピCOMモバイルの請求額を、当社が設置した情報蓄積装置（請求額に係る電子データ等を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより契約者の閲覧に供します。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。
- 11 当社は、10の情報蓄積装置に請求額に係る電子データを登録したことをもって、契約者に請求額を通知したものとみなします。

（料金などの減免）

- 12 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することがあります。
- 13 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。
- 14 前2項に定めるほか、当社は、手続きに関する基本料金および工事費の額について、その態様等を勘案して、その額を減免して適用することがあります。

料金表（別紙）

1. 適用

1-1 ちゅピCOMモバイルの品目

① ちゅピCOMモバイルの種類

品目	内容
Aプラン	KDDI株式会社の回線を利用した通信サービス
Dプラン	株式会社NTTドコモの回線を利用した通信サービス

※種類の変更について、「Aプラン」から「Dプラン」への変更（もしくはその反対）はできません。第13条1項1号の加入契約を解約すると同時に新たに加入契約を締結する扱いとなります。

② AプランのSIM機能区分

品目	内容
データSIM	・データ通信機能、SMS機能を提供します。 ・データSIMはデータ通信専用のプランとなります。音声付加機能は利用できません。 ・毎月の初日に1カ月で利用可能な通信量（以下、「月額通信量」といいます）が付与された基本データ容量が割り当てられます。 ・基本データ容量は翌月の基本データ容量と同量まで繰り越し可能です。 ・基本利用料とは別にSMS送信料等が別途従量制で発生します。
音声+データSIM	・音声通話機能、データ通信機能、SMS機能を提供します。 ・音声+データSIM回線数は、加入者が同時に契約している他の加入契約を含め、5回線までとなります。 ・利用回線ごとに音声オプション料を加えた料金額となります。 ・毎月の初日に月額通信量が付与された基本データ容量が割り当てられます。 ・基本データ容量は翌月の基本データ容量と同量まで繰り越し可能です。 ・基本利用料とは別にSMS送信料、音声通話料が従量制で発生します。

※1契約につき利用可能な回線数は1回線となります。
※回線数と同数のSIMカードを利用することができます。
※1契約につき1カ月に利用可能な通信量が付与された基本データ容量を利用することができます。
※プランの変更について、「データSIM」から「音声+データSIM」(もしくはその反対)への変更はできません。「データSIM」から「音声+データSIM」(もしくはその反対)への変更を希望する場合は、第13条1項1号の加入契約を解約すると同時に新たに加入契約を締結する扱いとなります。

③ DプランのSIM機能区分

品目	内容
データSIM	・データ通信機能を提供します。 ・データSIMはデータ通信専用のプランとなります。音声オプションはご利用できません。 ・毎月の初日に月額通信量が付与された基本データ容量が割り当てられます。 ・ご利用開始月の基本データ容量は、該当月のご利用日数に応じて日割で割り当てられます。 ・基本データ容量は割り当てを行った月の翌末日日まで有効となります。 ・SMS機能の利用を希望される方は、別途SMSオプションにお申し込みください。
音声+データSIM	・音声通話機能、データ通信機能、SMS機能を提供します。 ・音声+データSIM回線数は、加入者が同時に契約している他の加入契約を含め、5回線までとなります。 ・利用回線ごとに音声オプション料を加えた料金額となります。 ・毎月の初日に月額通信量が付与された基本データ容量が割り当てられます。 ・ご利用開始月の基本データ容量は、該当月のご利用日数に応じて日割で割り当てられます。 ・基本データ容量は割り当てを行った月の翌末日日まで有効となります。 ・音声+データSIMは、基本利用料とは別にSMS送信料、音声通話料が従量制で発生します。

※1契約につき利用可能な回線数は1回線となります。
※回線数と同数のSIMカードを利用することができます。
※1契約につき1カ月に利用可能な通信量が付与された基本データ容量を利用することができます。
※プランの変更について、「データSIM」から「音声+データSIM」(もしくはその反対)への変更はできません。「データプラン」から「音声付きプラン」(もしくはその反対)への変更を希望する場合は、第13条1項1号の加入契約を解約すると同時に新たに加入契約を締結する扱いとなります。

④ SIMカードの形状区分

形状区分	Aプラン	Dプラン	内容
マルチSIM	○	○	形状をマルチSIM(契約者自身により加工することにより、SIMカードの大きさを、標準、microまたはnanoのいずれかにすることができるもの)とするSIMカードを当社が貸与するもの

2. 料金額

2-1 手続きに関する料金

① 初期費用

・ちゅピCOMモバイルの新規契約時に要する費用

項目	料金額
登録事務手数料	3,300円(税込み)

② その他の手続きに関する料金

・SIMカードに係る手続き時に要する費用

項目	料金額
SIMカード再発行手数料	盗難・紛失時のSIMカード再発行 2,200円(税込み)
SIMカード変更手数料	SIMカードの形状変更、機能変更時のSIMカード変更 2,200円(税込み)

③ 最低利用期間および解約料

・音声+データSIM解約料

音声+データSIMにはサービス開始日が属する月を1と起算して12カ月の最低利用期間を設けております。
最低利用期間内にサービスを解約した場合、下表の解約料をお支払いいただきます。

項目	料金額
Aプラン	1,100円(税込み)
Dプラン	

2-2 基本利用料

① データSIM

コース名		基本データ容量	料金額
Aプラン	Dプラン		
Aプラン データライト(V)	Dプラン データライト	0GB	495円(税込み)/月
Aプラン データ3GB(V)	Dプラン データ3GB	3GB	880円(税込み)/月
Aプラン データ7GB(V)	Dプラン データ7GB	7GB	1,760円(税込み)/月

② 音声+データSIM

コース名		基本データ容量	料金額
Aプラン	Dプラン		
Aプラン 音声+データライト(V)	Dプラン 音声+データライト	0GB	1,100円(税込み)/月
Aプラン 音声+データ3GB(V)	Dプラン 音声+データ3GB	3GB	1,320円(税込み)/月
Aプラン 音声+データ7GB(V)	Dプラン 音声+データ7GB	7GB	2,200円(税込み)/月

③ セット割引

・当社が提供する放送サービスまたはインターネット接続サービスと音声+データSIMをセットでご加入いただいた場合、利用料より割引を行います。
・サービスの契約者名・契約住所・支払い先(口座番号やクレジット番号が同一の場合に限る。)の全てが同じ場合で、当社が同一のお客さま番号を発行した場合に適用となります。
・同一名義で複数回線ご契約の場合は、1回線目のみ割引が適用されます。

2-3 オプション機能

・ちゅピCOMモバイルのオプション機能は以下の通りとなります。
・SIMの種類によって利用可能なオプション機能が異なります。
・オプション機能には、プラン別に標準機能と付加機能(有料:別途申し込みが必要です)があります。
・加入者は回線ごとに付加機能を追加することが可能です。

① オプション機能概要

【Aプラン】

機能名	内容
割引通話オプション	通話相手の電話番号の先頭に専用のプレフィックス番号「0037-692」を付加することで通話料を割引します。 <備考> 1. 楽天モバイル株式会社が定める楽天でんわサービス契約約款に基づき提供いたします。 2. 楽天でんわサービス契約約款第4条で定める楽天モバイル株式会社が付与する番号は、「0037-692」に読み替えるものとします。 3. 緊急、公共番号(1XY)、案内番号(#~)、事業者識別番号(00XY)、サービス番号(0120、0570)、国際未提供対地ダイヤルへの発信はサービス対象外です。
通話定額オプション	1回の通話当り10分間の通話を定額で利用できます。 <備考> 1. 通話相手の電話番号の先頭に専用のプレフィックス番号「0037-692」を付加することで通話定額が適用されます。 2. 国内通話のみが対象です。 3. 10分超過分の通話料は、割引通話オプションと同額となります。 4. 緊急、公共番号(1XY)、案内番号(#~)、事業者識別番号(00XY)、サービス番号(0120、0570)への発信はサービス対象外です。
追加クーポン	1カ月に利用できる通信量を追加することができます。 <備考> 1. 毎月の追加クーポン利用数の上限はありません。 2. 100MB単位で購入できます。 3. 追加クーポンの有効期限は購入日の翌日から90日後となります。 4. 追加クーポンは有効期限は直近の追加クーポン購入日の翌日から90日後です。追加クーポン購入時に追加クーポンの残量があった場合残量の有効期限は直近の追加クーポン購入日の翌日から90日後に上書きされます。
SMSオプション	・SMS機能を提供します。 ・宛先に電話番号を利用し、携帯電話同士でテキストメッセージを送受信できます。 <備考> 1. お客さまの端末またはアプリによっては全角最大670文字(半角英数字のみの場合は1,530文字)までの文字メッセージを送受信できます。 2. 全角71文字(半角英数字のみの場合は161文字)以上の文字メッセージを送信した場合、端末またはアプリによってはメッセージが分割されて届く場合があります。 3. SMS送信料が従量制にて発生します。 4. 1日に送信できるメッセージは、200回以下となります。
電話基本パック	留守番電話と三者通話と迷惑電話撃退をセットにしたサービスです。

留守番電話	・加入者回線に着信した通話のメッセージの蓄積または再生およびその加入者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージを再生します。 ＜備考＞ 1. 蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める移動無線装置を利用している加入者回線に限り提供します。 2. 本機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話とその通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。 3. 蓄積または登録したメッセージもしくは音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。 4. 当社は、本機能を利用した場合に生じたメッセージもしくは音声ファイルの破損もしくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 5. 蓄積または登録できるメッセージもしくは音声ファイルの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
三者通話	通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通話ができます。 ＜備考＞ 1. 割込通話を利用しているときは、利用できません。
迷惑電話撃退	着信拒否を行いたい電話番号の設定を行うことができます。 ＜備考＞ 1. 各種操作の通話料はかかりません。ただし海外から操作を行った場合は国際通話料がかかります。
割込通話	通話中にほかの回線から着信があることを知らせ、現に通話中の通話を保留し、その着信に対応して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができます。 ＜備考＞ 1. 三者通話を利用しているときは、本機能を利用することはできません
着信転送	加入者回線にかかってきた電話を設定した電話番号へ転送することができます。 ＜備考＞ 1. 各種操作の通話料はかかりません。ただし海外から操作を行った場合は国際通話料がかかります。 2. 転送先への通話料は、転送電話をご利用のお客さまにかかります。
国際ローミング	海外渡航時に、海外→海外、海外→日本へ電話をすることができます。 ＜備考＞ 1. 国際ローミングの利用上限はありません。 2. 国際ローミングご利用の際、着信時には着信料が発生します。 3. 国際ローミング利用時はデータ通信ができません。 4. 国際ローミングは初期状態で有効で、無効にはできません。 5. サービスエリアは特定携帯電話事業者（KDDI株式会社に限りま）が定める区域に準ずるものとします。 6. 国際ローミングは初期状態で有効で、無効にはできません。 7. サービスエリアは特定携帯電話事業者（KDDI株式会社に限りま）が定める区域に準ずるものとします。
国際電話	日本国内から海外へ電話をすることができます。 ＜備考＞ 1. 国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。

【Dプラン】

機能名	内容
割引通話オプション	国内通話発信時にプレフィックス番号「0037-691」が自動付与され、通話料を割引します。 ※通話相手の電話番号の先頭に専用のプレフィックス番号「0037-692」を付加することも割引は適用されます。 ＜備考＞ 1. 楽天モバイル株式会社が定める楽天でんわサービス契約約款に基づき提供いたします。 2. 楽天でんわサービス契約約款第4条で定める楽天モバイル株式会社が付与する番号は、「0037-691」または「0037-692」に読み替えるものとします。 3. 緊急、公共番号（1XY）、案内番号（# ～）、事業者識別番号（00XY）、サービス番号（0120、0570）、国際未提供対地ダイヤルへの発信はサービス対象外です。
通話定額オプション	1回の通話当り10分間の通話を定額で利用できます。 ＜備考＞ 1. 通話相手の電話番号の先頭に専用のプレフィックス番号「0037-692」を付加することで通話定額が適用されます。 2. 国内通話のみが対象です。 3. 10分超過分の通話料は、割引通話オプションと同額となります。 4. 緊急、公共番号（1XY）、案内番号（# ～）、事業者識別番号（00XY）、サービス番号（0120、0570）への発信はサービス対象外です。
追加クーポン	1カ月に利用できる通信量を追加することができます。 ＜備考＞ 1. 毎月の追加クーポン利用数の上限ありません。 2. 100MB単位で購入できます。 3. 追加クーポンの有効期限は購入月の翌月から3カ月後の月末日となります。 4. 追加クーポンは有効期限が短いクーポンから消化されます。

SMSオプション	・SMS機能を提供します。 ・宛先に電話番号を利用し、携帯電話同士でテキストメッセージを送受信できます。 ＜備考＞ 1. データプランにSMSオプションを付加した場合、海外で送受信する事はできません。 2. 送信文字数および送信地域によって料金が異なります。 3. SMS送信料が従量制にて発生します。 4. お客さまの端末またはアプリによっては全角最大 670文字（半角英数字のみの場合は1,530文字）までの文字メッセージを送受信できます。 5. 全角71文字（半角英数字のみの場合は161文字）以上の文字メッセージを送信した場合、端末またはアプリによってはメッセージが分割されて届く場合があります。 6. 1日に送信できるメッセージは、全角70文字（半角英数字のみの場合は160文字）以内の場合200回未満となります。
留守番電話	電波の届かないところにいたり、携帯電話の電源を切っている間に電話をかけてきた方の伝言メッセージを預かります。
迷惑電話撃退	着信拒否を行いたい電話番号の設定を行うことができます。 ＜備考＞ 1. 各種操作の通話料はかかりません。ただし海外から操作を行った場合は国際通話料がかかります。
割込通話	通話中にかかってきた別の電話を信号音（通話中着信音）で知らせます。話し中の通話を保留にしたまま、あとからかかってきた電話に出られます。
着信転送	ご利用中の電話番号にかかってきた電話を設定した電話番号へ転送することができます。 ＜備考＞ 1. 各種操作の通話料はかかりません。ただし海外から操作を行った場合は国際通話料がかかります。 2. 転送先への通話料は、転送電話をご利用の加入者にかかります。
国際ローミング	海外渡航時に、海外→海外、海外→日本へ電話をすることができます。 ＜備考＞ 1. 国際ローミングの利用制限目安額は50,000円/月となります。 2. 国際ローミングご利用の際、着信時には着信料が発生します。 3. 国際ローミング利用時はデータ通信ができません。 4. 国際ローミングは初期状態で有効で、無効にはできません。 5. サービスエリアは特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限りま）が定めるサービス契約約款において定められたものに準ずるものとします。
国際電話	日本国内から海外へ電話をすることができます。 ＜備考＞ 1. 国際電話の利用制限目安額は20,000円/月となります。金額の変更はできません。 2. 仕様上、1の目安額を超過してもただちに利用制限されない場合があります。その際の減免対応は行いません。 3. 国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。

② プラン別の利用可能なオプション機能

【Aプラン】

機能名	データSIM	音声+データSIM
割引通話オプション	×	●（標準機能）
通話定額オプション	×	○（付加機能）
追加クーポン	○（付加機能）	○（付加機能）
SMSオプション	●（標準機能）	●（標準機能）
留守番電話	×	○（電話基本パック）
迷惑電話撃退	×	
三者通話	×	
割込通話	×	○（付加機能）
着信転送	×	●（標準機能）
ボイスメール	×	●（標準機能）
国際ローミング	×	●（標準機能）
国際電話	×	●（標準機能）

【Dプラン】

機能名	データSIM	音声+データSIM
割引通話オプション	×	●（標準機能）
通話定額オプション	×	○（付加機能）
追加クーポン	○（付加機能）	○（付加機能）
SMSオプション	○（付加機能）	●（標準機能）
留守番電話	×	○（付加機能）
迷惑電話撃退	×	●（標準機能）
三者通話	×	×
割込通話	×	●（標準機能）
着信転送	×	●（標準機能）
ボイスメール	×	×
国際ローミング	×	●（標準機能）
国際電話	×	●（標準機能）

③ 付加機能利用料

項目	料金額
追加クーポン	220円（税込み）/100MB
通話定額オプション	913円（税込み）/月
SMSオプション※	143円（税込み）/月
電話基本パック	330円（税込み）/月
留守番電話	330円（税込み）/月
割込通話	220円（税込み）/月

※ D プランのみ料金がかります。

2-4 通話料

① 国内通話料

項目	料金額
通話料（国内）	22円（税込み）/30秒
デジタル通信料※	特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります）が定める契約約款において64kb/sデジタル通信モードに係る料金として定められた額と同額
テレビ電話通信料※	
割引通話オプション利用時	楽天モバイル株式会社が定める楽天でんわサービス契約約款において直加入電話等設備、形態自動車電話設備またはPHS設備への通信に係る利用料、およびワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備からの通信に係る利用料として定められた額と同額

※ D プランのみ

② 国際電話に係る通話料

項目	料金額
通話料（国際）	特定携帯電話事業者が定める契約約款において国際通話料として定められた額と同額（消費税相当額は加算されません）
割引通話オプション利用時	楽天モバイル株式会社が定める楽天でんわサービス契約約款において外国への通信に係る利用料として定められた額と同額

③ 国際ローミングに係る通話料

項目	料金額
国際ローミング利用料	特定携帯電話事業者が定める契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額（消費税相当額は加算されません）

※海外への発信時は、消費税相当額は加算されません。

2-5 SMS送受信料

① SMS送信料（国内からの送信）

【Aプラン】

項目	料金額	
送信文字数	国内への送信	海外への送信※1
1～70 文字（半角英数字のみの場合1～160 文字）	3.3円（税込み）	100 円
71～134 文字（半角英数字のみの場合161～306 文字）	6.6円（税込み）	-
135～201 文字（半角英数字のみの場合307～459 文字）	9.9円（税込み）	-
202～268 文字（半角英数字のみの場合460～612 文字）	13.2円（税込み）	-
269～335 文字（半角英数字のみの場合613～765 文字）	16.5円（税込み）	-
336～402 文字（半角英数字のみの場合766～918 文字）	19.8円（税込み）	-
403～469 文字（半角英数字のみの場合919～1071 文字）	23.1円（税込み）	-
470～536 文字（半角英数字のみの場合1072～1224 文字）	26.4円（税込み）	-
537～603 文字（半角英数字のみの場合1225～1377 文字）	29.7円（税込み）	-
604～670 文字（半角英数字のみの場合1378～1530 文字）	33円（税込み）	-

※ 1 海外への送信時は、消費税相当額は加算されません。

【Dプラン】

項目	料金額	
送信文字数	国内への送信	海外への送信※1
1～70 文字（半角英数字のみの場合1～160 文字）	3.3円（税込み）	50 円
71～134 文字（半角英数字のみの場合161～306 文字）	6.6円（税込み）	100 円
135～201 文字（半角英数字のみの場合307～459 文字）	9.9円（税込み）	150 円
202～268 文字（半角英数字のみの場合460～612 文字）	13.2円（税込み）	200 円
269～335 文字（半角英数字のみの場合613～765 文字）	16.5円（税込み）	250 円
336～402 文字（半角英数字のみの場合766～918 文字）	19.8円（税込み）	300 円
403～469 文字（半角英数字のみの場合919～1071 文字）	23.1円（税込み）	350 円
470～536 文字（半角英数字のみの場合1072～1224 文字）	26.4円（税込み）	400 円
537～603 文字（半角英数字のみの場合1225～1377 文字）	29.7円（税込み）	450 円
604～670 文字（半角英数字のみの場合1378～1530 文字）	33円（税込み）	500 円

※ 1 海外への送信時は、消費税相当額は加算されません。

※ 国内外での送信が可能です。受信は国内のみ可能です。

② SMS送信料（海外からの送信）

項目	料金額
海外からの送信	1 通あたり100円 （消費税相当額は加算されません）

③ 2 SMS受信料

項目	料金額
受信料	無料

※ D プランは国内でのみ受信可能です。

2-6 ユニバーサルサービス料

項目	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料 ※1 ※2	一般社団法人電気通信事業者協会ホームページで公開された番号単価に準じた額 ※3

※ 1 ユニバーサルサービス料は回線ごとに発生します。

※ 2 D プランの利用開始月のユニバーサルサービス料は無料となります。

※ 3 ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス支援機関が6 カ月毎に算定し、一般社団法人電気通信事業者協会ホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）で公開された番号単価に準じます。最新のユニバーサルサービス料は、ちゅピCOMモバイルの請求額の内訳にて明記します。

2-7 電話リレーサービス料

① 適用

電話リレーサービス料の適用については、第53条の2（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	ア モバイル卸契約者は、料金月の末日において締結されている回線卸契約について、2（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、その料金月の末日にその回線卸契約の解除があったときは、この限りではありません。 イ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。
---------------	--

② 料金額

区分	料金額（月額）
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

（注）電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/>

別記

1 サービス提供区域

ちゅピCOMモバイルのサービス提供区域は、特定携帯電話事業者が定める区域とします。

2 グループ局

株式会社ちゅピCOM
株式会社ちゅピCOMおのみち

3 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

4 新聞社などの基準

区分	基準
新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 2）発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）
通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

5 ちゅピCOMモバイルの利用における禁止行為

加入者は、ちゅピCOMモバイルを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- （1）他人の著作権、商標権等の知的財産権、財産権、プライバシーまた肖像権その他権利を侵害する行為
- （2）他人を誹謗中傷し、または名誉、信用を毀損する行為
- （3）他人への詐欺または脅迫行為
- （4）他人に不利益を与える行為
- （5）無差別または大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- （6）本人の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為
- （7）わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- （8）法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講の開設、運営、もしくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引など）
- （9）本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングお

- よびこれに類する手段を含みます。)により第三者の個人情報を取得する行為
(10) 不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
(11) 不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすましてちゅピCOMモバイルを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為(偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。)
(12) 有害なコンピュータプログラム等を送信または第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
(13) 他人の設備、当社の業務の運営または第三者によるちゅピCOMモバイルの利用に支障を与える行為
(14) 法令に違反する行為または公序良俗に反する行為(暴力、売春、残虐、冒涇的行為等)
(15) 他の加入者の統計的な平均利用を著しく上回る大量の通信量を継続して発生させ、当社または第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為
(16) その他当社が不適切と判断した行為

6 契約者暗証番号

- ちゅピCOMモバイルを利用するときは、加入契約に係る加入者を識別するための暗証番号を設定します。
- 加入者は設定した暗証番号について、善良な管理者の注意を持って管理していただきます。
- 加入者以外の者が暗証番号を使用した場合にも、その加入者が使用したものとみなして取り扱います。

7 緊急通報に係る情報通知

ちゅピCOMモバイルでは緊急通報に係る情報通知が行われます。

- 特定携帯電話事業者は、契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り)から電気通信番号規則第12条に規定する電気通信番号を用いて行う通話(以下、この条において「緊急通報通話」といいます。)が行われる場合、その端末設備がその機能によりGPS衛星から受信した信号等の情報を取得します。
- 当社または特定携帯電話事業者は、契約者回線からの緊急通報通話(その発信に先立ち、184をダイヤルして行うものを除きます。)については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。ただし、下表の2欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関または消防機関において、当社または特定携帯電話事業者が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

通知する情報	通知する事業者	通知する相手先
1. 発信を行った契約者回線に係る電話番号	当社	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
2. その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている無線基地局設備に係る情報または前項により特定携帯電話事業者がその契約者回線から取得した情報に基づき、特定携帯電話事業者が計算した緯度及び経度の情報をいいます。)およびその契約者回線に係る電話番号	特定携帯電話事業者	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関

- 当社または特定携帯電話事業者は、電話番号または移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、または通知しないことに伴い発生する損害については、第62条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

附 則

(実施期日)

この約款は、2022年7月1日から実施します。

第1条(契約約款の適用等)

株式会社ちゅピCOM(以下「当社」といいます。))は、別表の端末機器、その付属品およびその他の商品(いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下あわせて「商品」といいます。))の販売にあたり、この販売契約約款(以下「本約款」といいます。))を定めます。

- 当社は、商品の購入者(以下「購入者」といいます。))と商品の販売に係る契約(以下「販売契約」といいます。))を締結します。
- 当社は、1つの商品ごとに1つの販売契約を購入者と締結します。
- 当社は本約款を変更することがあります。この場合、販売契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとします。

第2条(販売契約の申し込みをすることができる条件)

当社のちゅピCOMモバイル契約約款(以下「ちゅピCOMモバイル約款」といいます。))に定めるサービス(以下「ちゅピCOMモバイルサービス」といいます。))に係る契約を締結している者(以下「ちゅピCOMモバイル加入者」といいます。))が別表に定める商品を当社から購入する場合に限り、販売契約の申し込みを行うことができます。

- 当社が提供する放送サービスまたはインターネット接続サービスにご加入で口座振替またはクレジットカードでお支払いの場合のみ、割賦販売にて申し込みいただけます。
- 前号にかかわらず当社が特に認めた場合に、本約款に定める契約の締結を行います。

第3条(契約の申し込み方法および承諾等)

購入者が、販売契約の申し込みをするときは、当社所定の申込書(以下「本申込書」といいます。))を当社に提出していただきます。

- 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。
- 当社は、次の場合には販売契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - その申し込みをした者が賦払金(商品の分割払いを選択した場合の支払金額をいい、以下同じとします。))または一括払い金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - その申し込みを承諾することにより、その申し込みをした者に係る販売契約の総数がちゅピCOMモバイル約款に定める基準を超えるとき。
 - その申し込みをした者がちゅピCOMモバイルサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - 当社の業務遂行上支障があるとき。
 - その他当社が不適当と判断したとき。

第4条(契約申し込みの撤回)

購入者は、当該商品を受け取った日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

- 前項の規定による申し込みの撤回等は、同項の書面を発したときにその効力を生じます。
- 第1項の規定に基づき、購入者がその申し込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、購入者は当該商品を直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。
- 前項の規定により当該商品の当社への返却がなされない場合、購入者はその損害等を賠償する責任を負うものとします。

第5条(契約の成立時点)

販売契約は、購入者が当該商品を受け取った日、もしくは当該商品を受け取る予定日をもって成立するものとします。ただし、当該商品を受け取る予定日を契約の成立の日とする場合は、当社の責に帰さない事由により予定日を過ぎても当該商品を受け取る事ができなかった場合に限りします。

第6条(所有権の移転)

商品は、販売契約成立時に当社から購入者に引渡されるものとし、商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

- 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、または転売することができないものとします。

第7条(賦払金または一括払い金の支払い方法)

購入者は、賦払金または一括払い金を、本申込書記載の支払期日(以下「支払期日」といいます。))までに、以下に定める支払方法その他支払いに関する条件に従い、当社に支払うものとします。

- 料金および手続きに関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関などにおいて支払っていただきます。
- 料金および手続きに関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 当社は、購入者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および手続きに関する費用を減免することがあります。
- 当社は、前号の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

第8条(債務の履行の継続)

購入者は、販売契約に基づく債務の完済までに、購入者のちゅピCOMモバイルサービスの契約者回線(携帯電話端末の購入に係る販売契約の申し込みについては、その携帯電話機を主として接続する契約者回線(以下「ちゅピCOMモバイル回線」といいます。))において、ちゅピCOMモバイル約款に

定めるサービスの利用の一時休止があった場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

- 当社は、購入者が指定ちゅピCOMモバイル回線に係る指定サービスの利用を一時休止した場合であっても販売契約に基づく債務の支払いを怠ったときは、当該指定ちゅピCOMモバイル回線に係る契約を解除することができるものとし、購入者は、当社に対し、このことについてあらかじめ承諾していただきます。
- 当社は、前項に定める解除を行うときは、あらかじめ当該購入者にそのことを通知します。

第9条（届出事項の変更）

購入者は当社に届け出た名前、住所、連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

- 購入者は、前項の通知がないために、当社（第17条の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先を含みます。以下本項において同じとします。）からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

第10条（契約上の地位の譲渡）

購入者は、ちゅピCOM モバイル約款に定める地位の継承があった場合で、購入した端末（別表に定める端末に限ります。）を第三者に譲渡する場合、販売契約の契約上の地位（賦払金または一括払い金の支払債務に係るものを含みます。）が当該第三者（以下この条において「譲受人」といいます。）に譲渡されることになることを承諾し、かつそのことを譲受人に説明して承諾させる義務を負うものとします。

ただし、当社は、次の各号のいずれかの場合には、ちゅピCOMモバイル回線に係る利用権および販売契約の契約上の地位の譲渡を承諾しないことがあります。

- 譲受人が賦払金または一括払い金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。その譲渡を承諾することにより、譲受人に係る販売契約等の総数が当社が定める基準を超えるとき。
- 譲受人が当社と締結しているちゅピCOMモバイルサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- 法令に違反することとなるとき。
- 当社の業務遂行上支障があるとき。
- その他当社が不適当と判断したとき。

第11条（期限の利益の喪失）

購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- 賦払金の支払いを遅滞し、当社（第17条の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となる者）から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。
- 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき。
- 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたときまたは自らこれらの申し立てをしたとき。
- その売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - 販売契約上の義務に違反し、その違反が販売契約の重大な違反となるとき。
 - 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第12条（延滞処理）

加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6％の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第13条（見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

購入者は、見本、カタログ等による申し込みにより引渡された商品が見本、カタログ等と相違していることが明らかになった場合、速やかに当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか、または販売契約を解除することができます。この場合において、購入者は、販売契約を解除したときは速やかに書面によりその申し込みを行うものとします。

第14条（端末の保証について）

商品の保証はメーカーが定める「メーカー保証」にて提供いたします。

- 保証の内容は端末に同梱されている保証書の内容に準じます。
- 故障が発生した場合は、購入者にて直接メーカーにご連絡していただきます。

第15条（加入者個人情報の取り扱い）

当社は、本サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適正に取り扱うものとします。

- 個人情報保護管理者
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
- 当社は収集し知り得た加入者に関する名前もしくは名称、電話番号、住所もしくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報等、およびその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱います。
 - サービスの提供を開始・継続・または終了（電話対応、施工、顧客管理、課

金計算、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合

- 当社が提供するサービス（放送サービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれの追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
- 新サービスの取り組み、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
- 加入者から個人情報の取り扱いに関して、新たに同意を求めるため利用する場合

- 当社は、法令で定める場合等を除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項第2項の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送により提供します。

- 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要な範囲で、機器設置工事等の業務委託を行う場合があります。

- ご記入は任意ですが、必須項目にご記入いただけない場合は、該当サービスに加入することができなくなる場合がございます。

- 当社は、個人情報の漏えいなどがないように内部規定を設け、適切な安全対策を講じ、保管・管理に努めます。

- 当社が取得したお客さまのクレジット情報は契約期間中保存いたします。

- お客さまがご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、速やかに対応いたしますので、下記宛てにご連絡ください。

（お問い合わせ窓口）

〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
電話 082-296-5551 FAX 082-296-5565
E-mail privacy@chupicom.co.jp

第16条（苦情処理）

当社は、購入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

第17条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、販売契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第18条（反社会的勢力の排除）

購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- 暴力団
- 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- 暴力団準構成員
- 暴力団関係企業
- 総会屋等
- 社会運動等標ぼうゴロ
- 特殊知能暴力集団等
- 前各号の共生者
- その他前各号に準ずる者

- 購入者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

- その他前各号に準ずる行為

- 次の各号のいずれかに該当し、販売契約を締結すること、または販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任を負うことなく、購入者との販売契約について、解除等（販売契約の申し込みを承諾しないことまたは催告なしに販売契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。

- 購入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- 購入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
- 購入者が第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- 前3号に関する必要な調査等に応じないときまたは当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

- 前項の規定の適用により、販売契約が解除された場合、購入者は、販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- 前2項の規定の適用により、当社に損害等（損失、損害または費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、購入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

附則

（実施時期）

この約款は、2022年7月1日から実施します。

テクニカル&リモートサポート利用規約

第1章 総則

第1条 (テクニカル&リモートサポートサービス)

株式会社ちゅピCOM (以下「当社」といいます) と当社の契約事業者である株式会社アイテム (以下「アイテム」といいます) はテクニカル&リモートサポートサービス利用規約 (以下「本規約」といいます) を定め、これによりテクニカル&リモートサポートサービス (以下「本サービス」といいます) を提供します。

第2条 (本規約の変更)

当社は、本規約 (別紙を含みます) を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 (用語の定義)

本規約 (別紙を含みます) においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器
リモートソフト	利用者の利用する携帯端末等にインストールし、利用者の承諾に基づき当社オペレータがその携帯端末を遠隔操作することを可能とする機能を有したソフトウェア
リモートサポート	リモートソフトがあらかじめインストールされた利用者の携帯端末を、利用者の要請に基づき当社オペレータがその携帯端末を遠隔操作して課題解決等を行うサービス
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 本サービスの提供

第4条 (本サービスの提供範囲)

- 本サービスは、別紙1 (提供時間) に定める提供時間において利用できます。
- 本サービスは、別紙2 (サービス内容) に定める利用者からのお問い合わせに、当社の可能な範囲で対応するものとします。

第5条 (本サービスの提供条件)

当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを利用者に提供します。

- 当社が本サービスを提供する時点で、設定作業等に必要なIDおよびパスワード等の設定情報並びにドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。
- 本サービスの対象機器等および設定作業等に必要なソフトウェア等が、日本国内において市販または配布されたものであり、かつそのマニュアルおよび設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること。
- 当社が本サービスを提供する時点で、利用者が、その本サービス対象の機器等の正規のライセンスおよびプロダクトIDを保有していること。
- 当社が本サービスを提供するのに必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、MVNOコンタクトセンター・テクニカル&リモートサポートの対象機器等へのインストールを承諾すること。

第6条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内外の音声通話が利用可能な区域において日本語により提供します。

第3章 契約

第7条 (契約の単位)

当社は、一のちゅピCOMモバイル契約につき、一の本契約を締結するものとします。

第8条 (契約申し込みの方法)

本サービスの申し込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただくものとします。

第9条 (契約申し込みの承諾)

- 当社は、契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - 申し込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第10条 (本サービスの利用開始日)

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日 (以下「利用開始日」といいます) とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第11条 (契約内容の変更)

- 本契約者は、第8条による申込書記入内容の変更を請求することができます。
- 前項の請求の方法およびその承諾については、第9条 (契約申し込みの承諾) に準じて取り扱います。

第12条 (権利譲渡の禁止)

本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第13条 (本契約者の地位の承継)

- 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただくものとします。
- 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 当社は、前項による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届け出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届け出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第14条 (本契約者の名前等の変更の届け出)

- 本契約者および利用者は、その商号、名前、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届け出がないときは、当社に届け出を受けている商号、名前、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 第1項による届け出があったときは、当社は、その届け出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金

第15条 (料金)

当社が提供する本サービスの料金は、【各種料金について】に定めるところによります。

第16条 (利用料金の支払い義務)

- 本契約者は、【各種料金について】に定める月額利用料金 (以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。) の支払いを要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 本契約者が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヵ月分の利用料等の支払いを要します。
- 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第17条 (割増金)

本契約者は、料金の支払いを不法または不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第18条 (延滞利息)

本契約者は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第19条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第20条 (料金等の支払い)

- 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第5章 禁止行為

第21条 (著作権等)

- 本サービスにおいて当社およびアイテムが本契約者および利用者に提供することの一切の物品 (本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。) に関する著作権および特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社およびアイテムもしくは本製品を製作する上で必要となるソフトウェアの使用を当社およびアイテムに対して許可する者に帰属するものとします。
- 本契約者および利用者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
 - 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第6章 利用中止等

第22条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
- Ⅰ 当社の電気通信設備および委託会社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - Ⅱ 自然災害、テロ行為、その他の非常事態が発生したとき。
 - Ⅲ 当社が設置する電気通信設備またはリモートソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - Ⅳ その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規約により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第23条（利用停止）

- 1 当社は、本契約者および利用者が次のいずれかに該当するときは、6カ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
- Ⅰ 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - Ⅱ 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - Ⅲ 当社またはアイテムの名誉もしくは信用を毀損したとき。
 - Ⅳ 第21条（著作権等）の規約に違反したとき。
 - Ⅴ 本契約者および利用者が過度に頻繁にお問合せを実施または本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社またはアイテムの業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
 - Ⅵ 本規約に反する行為であって、本サービスまたは他のサービス等に関する当社またはアイテムの業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - Ⅶ 当社またはアイテムに損害を与えたとき。
- 2 当社は、前項の規約により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日および期間を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第24条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規約により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第25条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第26条（当社が行う契約解除）

- 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。
- Ⅰ 第23条（利用停止）の規約により本サービスの利用を停止された本契約者および利用者が、なおその事実を解消しないとき。ただし、当社は、第23条（利用停止）第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。
 - Ⅱ 第24条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
 - Ⅲ 本契約者または利用者が次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (3) 差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、競売、租税滞納処分の申し立てを受けた場合。
 - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てをした場合。
 - (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第7章 損害賠償

第27条（免責事項）

- 1 当社またはアイテムは、利用者からのお問い合わせを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社またはアイテムは、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。お問い合わせの内容

によっては、お問い合わせの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接お問い合わせすることを依頼するに留まる場合があります。

- 4 当社またはアイテムは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業、本サービスについて保証するものではありません。
- 5 当社またはアイテムは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業、本サービスの実施に伴い生じる利用者に支払義務が発生する通信料金等の債務、並びに利用者の被害について、一切の責任負いません。
- 6 利用者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、利用者は、自己の責任でこれを解決し、当社またはアイテムにいかなる責任も負担させないものとします。
- 7 当社またはアイテムは、第22条（利用中止）、第23条（利用停止）、第24条（本サービス提供の終了）の規約により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限ならびに本サービス提供の終了に伴い生じる本契約者および利用者の被害について、一切責任を負いません。
- 8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規約外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社またはアイテムは一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 9 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを本契約者に通知します。
- 10 当社またはアイテムは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業、リモートサポートの実施に伴い生じる利用者および本契約者の被害について、当社の故意または重過失がある場合を除き、責任を負いません。

第8章 個人情報の取り扱い

第28条（個人情報の取り扱い）

- 1 本契約者および利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社がその本契約者および利用者の名前および住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 本契約者および利用者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者および利用者の個人情報を知り得しまう場合があることについて、同意していただきます。
- 3 当社およびアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社およびアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 4 当社およびアイテムは、本サービスの提供および本サービスに付随するサービスを向上のために個人情報を利用する。本契約者および利用者は上記利用目的に同意していただきます。

第9章 雑則

第29条（利用に係る本契約者および利用者の義務）

- 1 利用者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、利用者が次の条件を満たしている場合であっても、利用者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
- Ⅰ 利用者自身による本サービスの利用の要請であること。
 - Ⅱ リモートサポートの提供を受ける場合、利用者の携帯端末等が使用可能な状態となっていること。
 - Ⅲ リモートサポートの提供を受ける場合、利用者の携帯端末に予めリモートソフトがインストールされていること。
 - Ⅳ リモートサポートの提供を受ける場合、利用者は当社が発行する電子証明書の受領を承諾し、オペレータの遠隔操作を承諾すること。
 - Ⅴ リモートサポートの提供を受ける場合、利用者のセキュリティソフト等がオペレータと、リモートソフトがインストールされた本サービスの提供を受ける利用者の携帯端末の間の通信を遮断しないこと。
 - Ⅵ 利用者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。
- 2 前項の規定の他、利用者は次のことを守っていただきます。
- Ⅰ 当社およびアイテム、または第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - Ⅱ 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - Ⅲ 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - Ⅳ 第三者にならずまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - Ⅴ 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - Ⅵ 当社およびアイテムの設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - Ⅶ 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - Ⅷ 本サービスおよびその他当社およびアイテムの事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - Ⅷ 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、当社およびアイテムもしくは第三者の信用を毀損する行為、または当社およびアイテムもしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - Ⅹ 本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
 - Ⅺ その他前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。

- 3 本契約者および利用者は、前項の規定に違反して当社およびアイテムの設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。

第30条（設備等の準備）

本契約者および利用者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な携帯端末、通信機器等、その他の設備を保持し管理するものとします。

第31条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第32条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第33条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本契約者および利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社およびアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則（実施期日）

本規約は、2021年10月1日から実施します。

【別紙1（提供時間）】

当社は、専用受付番号にて9：00～21：00（年中無休）の間、本サービスを提供します。

【別紙2（サービス内容）】

対象：最新の動作環境は、ちゅピCOM公式ホームページでご確認ください。
<https://www.chupicom.jp/mobile/option.html>

サービス内容		
技術問い合わせ	端末の取扱い/操作に関する問い合わせ対応	Gmailなどのメール設定支援
		A P N 設定支援
		各種アプリケーションのインストール支援
		WiFi接続支援
		端末基本操作支援
セキュリティ問い合わせ（注1）	スマートフォンセキュリティに関する問い合わせ対応	S I M セットアップ支援
		インストール支援
		基本機能操作支援
		①ウイルス検査
		②Webセキュリティ
保証に関する問い合わせ（注2）	保証の内容に関する問い合わせ対応	③紛失・盗難対策
		④アプリ管理
	保証の手配に関する問い合わせ	保証内容
		保証期間
		免責
		保証手配の受付
		保証の手配

（注1）：セキュリティサービスのご契約がある場合

（注2）：延長保証サービスのご契約がある場合

【別紙3（リモートソフトが取得する情報）】

当社は、本契約者の承諾を得て、当社が本サービスをより効果的に提供する上で有用な情報として、以下に定めるリモートソフトがインストールされた本契約者の携帯端末、通信機器等の情報を取得します。なお、本契約者が承諾しない場合であっても、本サービスの利用には何ら制限はありません。当社は、本契約者から取得した以下の情報については、本規約第28条（個人情報の取り扱い）に従って取り扱います。

1. オペレーションシステムの種類、バージョン
2. クライアント証明書 I D
3. マシン名
4. M A C アドレス
5. ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
6. ハードディスクドライブの空き容量
7. デフォルトブラウザの種類、バージョン
8. デフォルトメールソフトの種類、バージョン
9. C P U 種類、動作周波数
10. メモリ容量
11. ルータの機種、ログインアカウントおよびログインパスワードなど

第1章 総則

第1条（端末延長保証サービス）

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」といいます）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます）は端末延長保証サービス利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、これにより端末延長保証サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第2条（本規約の変更）

当社は、本規約（別紙を含みます）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器
メーカー保証	本サービスの対象となる携帯端末の製造者が行う保証
S I M カード	Subscriber Identity Module Card の略で電話番号を特定するための固有の I D 番号が記録された I C カード
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

- 1 本サービスは、第6条（サービス内容）に定めるサービスを利用者に提供します。
- 2 本サービスの対象とする携帯端末は別紙（適用端末）に定める端末で、当社から購入した「携帯端末本体」(以下「携帯端末」といいます) および「充電機器類」に限ります。
- 3 本サービスの提供期間は本サービスの対象とする携帯端末の提供日から提供月の3年後の同月末日までとします。
- 4 S I M カードは本サービスの対象外とします。

第5条（本サービスの提供条件）

当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを利用者に提供します。

- I 本契約者が利用者に携帯端末の提供と同時に本サービス提供の申し込み手続きが行われること。
- II 携帯端末に S I M カードが挿入されている場合、S I M カードが取り外されていること。
- III 改造（分解改造・部品の交換・塗装等）が施されている携帯端末は、改造部位を純正品に戻すこと。
- IV 当社は携帯端末に含まれるデータ（アドレス帳、データフォルダー、メール等）に関する一切の責任を負わないこと。
- V 本サービスの提供に伴い交換した携帯端末本体、機械部品および外装ケース等は利用者に返却しないこと。

第6条（サービス内容）

- 1 本サービスは第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）に定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた場合、利用者からの交換用の携帯端末の申し出（以下「交換用携帯端末の申し出」といいます）により交換用の携帯端末の提供を行います。
- 2 交換用携帯端末の申し出を受けた場合、申し出の内容を精査し、本サービスによる交換用の携帯端末の対象と判断した場合は本サービスに登録されている利用者の携帯端末1台につき、交換用携帯端末1台、電池パック1個（電池パック内蔵の携帯端末は除きます）を利用者の登録した住所（日本国内の住所に限ります）に当社が別に定める方法により、2日を目処に送付します。なお、利用者の登録した住所、交換用携帯端末の申し出を受け付けた時刻等によつては、2日での送付ができない場合があります。
- 3 利用者は、交換用携帯端末が第18条に基づき他の利用者が利用した本サービス対象の携帯端末を新製品の出荷時と同等の状態に初期化したものであることを承諾するものとします。
- 4 利用者に提供する交換用携帯端末は、原則として当社が利用者に提供した携帯端末と同一機種および同一色とします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種および同一色の交換用携帯端末の提供が困難な場合は、別途当社が指定する機種または色の交換用携帯端末とします。
- 5 本条第1項に基づき当社が提供する交換用携帯端末の O S のバージョンは当社が利用者に提供した携帯端末のバージョンと異なる場合があります。
- 6 本条第1項に基づき当社が提供する交換用携帯端末には、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、本条第4項に基づき当社が提供する交換用携帯端末が当社が利用者に提供した携帯端末と異なる機種の場合は、当該機種の付属品各1個も併せて送ります。
- 7 不在または届け出られた住所の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても交換用携帯端末の再配達完了しなかった場合は、交換用携帯端末の申し出は取り消されたものとみなします。

第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）

- 1 本サービスの対象とする携帯端末の自然故障（取扱説明書などの注意書きに

- 従った正常な使用状態のもとして発生した故障)。
- 2 偶然的事故による本サービスの対象とする携帯端末の水濡れ、全損または一部の破損。

第8条（交換用携帯端末の提供対象とならないケース）

- 1 交換用携帯端末の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の紛失や盗難によるものであるとき。
- 2 交換用携帯端末の申し出が第20条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当するとき。
- 3 過去に本規約への違反があり、交換用携帯端末の申し出時においてなお当該違反が是正されていないとき。
- 4 過去に同一名義の交換用携帯端末の申し出内容に虚偽申告があったと当社が判断したとき。
- 5 交換用携帯端末の申し出時において、お支払期限を経過してもなお支払いいただいていない月額料および負担金があるとき。
- 6 交換用携帯端末の申し出事由が、本サービス対象とする携帯端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものであるとき。
- 7 交換用携帯端末の申し出事由が本サービス対象とする携帯端末の消耗、変質、変色等による損害（電池パックの消耗を含む）であるとき。
- 8 本サービス対象とする携帯端末が加工、改造（第5条第1項第3号により改造部位を純正品に戻したものを除きます。）、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む）、リパースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む）されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき。
- 9 交換用携帯端末の申し出事由が本サービス対象とする携帯端末の誤使用により生じたものであるとき。
- 10 交換用携帯端末の申し出事由が第4条第2項に定める「充電機器類」ならびに付属品の自然故障、その他偶然的事故による水濡れ、全損または一部の破損の場合。
- 11 交換用携帯端末の申し出事由が本サービス対象とする携帯端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき。
- 12 交換用携帯端末の申し出事由がコンピューターウイルスによる障害に起因するものであるとき。
- 13 交換用携帯端末の申し出事由が利用者の故意または重大な過失により発生したものであるとき。
- 14 交換用携帯端末の申し出事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものであるとき。
- 15 交換用携帯端末の申し出事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき。
- 16 交換用携帯端末の申し出事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。
- 17 交換用携帯端末の申し出事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき。

第9条（メーカー保証の優先）

故障時期および内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。従って、本サービスの期間中であっても、本契約者にメーカー保証による対応をお願いすることがあります。

第10条（交換用携帯端末の申し出の方法）

第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）に定める事故が発生し、交換用携帯端末の申し出を希望する場合は、当社が別に定める方法に従い交換用携帯端末の申し出が必要です。当社は、交換用携帯端末の申し出に対し、利用者本人からの申し出であることを確認します。

第11条（交換用携帯端末の利用回数および負担金）

- 1 利用者への本サービス開始日を起算日として、1年間に2回、3年間で計6回まで利用可能です。交換用携帯端末の申し出時において、過去1年間に既に2回、交換用携帯端末の提供を受けている場合は、1年を経過するまで交換用携帯端末の提供はできません。
- 2 利用者が、交換用携帯端末の提供を受ける場合、本契約者は、「各種利用料について」に定める月額利用料金および負担金を支払うものとします。なお、当社は、お支払いいただいた負担金を、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
- 3 利用者からの交換用携帯端末の申し出が、本サービスの対象とする携帯端末の提供日から1年以内になされたものであって、交換用携帯端末の申し出事由が第7条第1項に規定するものである場合は、前項の規定にかかわらず、無償で交換用携帯端末を提供します。

第12条（交換用携帯端末の保証期間）

利用者は第6条（サービス内容）に基づき当社が利用者へ送付した交換用携帯端末、電池パックまたは付属品について、受領した時点で破損、自然故障その他不具合を発見した場合は、交換用携帯端末受領後14日以内にその旨を当社が別に定める連絡先に申し出るものとし、当社の指示に従い当該不具合の発見された交換用携帯端末、電池パックまたは付属品を当社に返送するものとします。当社は特段の事由がある場合を除き、利用者に対し交換用携帯端末と同一機種の交換用携帯端末、電池パックまたは付属品を別途、送付することにより、無料交換いたします。本条に基づき交換用携帯端末受領後14日以内に利用者より申し出のなかった不具合または自然故障については、後日、利用者からの申告があった場合でも、前条第3項に基づく無償での交換用携帯端末の提供である場合を除き、無料交換の対象外とします。なお、本条に基づく交換用携帯端末等の無料交換は、前条第1項に定める交換用携帯端末の利用回数には算入されません。

第13条（旧端末の所有権の移転）

交換用携帯端末の申し出に係る本サービスの対象とする携帯端末（以下「旧端末」といいます）の所有権は、当社が送付した交換用携帯端末を利用者が受領した時点で、当社に移転されるものとします。

第14条（旧端末の送付）

- 1 利用者は、第6条（サービス内容）に基づき当社が送付した交換用携帯端末を受領したときは、交換用携帯端末の申し出事由が交換用携帯端末の申し出の時点において旧端末の送付が困難であると当社が認めた場合を除き、受領後14日以内に、旧端末を当社が定める方法により当社指定先に送付するものとします（SIMカード等、外部メモリ媒体および付属品その他の製品を除いた状態で送付するものとします）。
- 2 万一、利用者が当社の指定する物品等以外のものを送付した場合、当社は、利用者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるとし、利用者はこれに異議を唱えないものとします。当社は利用者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取り扱いおよび返送について責任を負わないものとします。

第15条（旧端末内部のデータの消去）

旧端末の送付時には、旧端末内に記録された一切のデータ（※）を利用者において事前に全て消去するものとします。利用者が送付した旧端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は一切の責任を負わないものとします。また、旧端末内に記録されていたデータの交換用携帯端末への移行は、利用者自身の責任で実施するものとします。
※発信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データ、その他一切のデータを含みます（ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、利用者において消去できないデータを除く）。

第16条（送料）

本サービスに伴う送料は、原則として当社の負担とする。ただし、利用者が旧端末または当社が指定する書類を当社が定める方法以外の方法により送付する場合は、当該送付にかかる送料は利用者が負担するものとします。

第17条（違約金）

利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、別途当社が指定する期日までに、当社が別に定める方法により、旧端末の新品の端末代金相当額を当社に支払うものとします。なお、当社は、利用者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

- I 第14条（旧端末の送付）第1項の定めに違反し、旧端末を送付期限内に当社に送付しなかった場合
- II 交換用携帯端末の申し出の後に旧端末を返送しなかった場合
- III 交換用携帯端末の申し出を取り消したにもかかわらず、第19条（交換用携帯端末の申し出の取り消し）の定めに違反し当社が送付した交換用携帯端末を当社の指定した期日までに当社に返送しなかった場合
- IV 第20条（禁止事項）の定めに違反して交換用携帯端末の申し出をした場合

第18条（旧端末の再生利用）

利用者は、本サービスに基づき利用者から送付された旧端末は、当社が指定する修理業者において故障部分を修理等し、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化した上で、本サービスにおける交換用携帯端末として当社から他の利用者に提供することについて承諾するものとします。

第19条（交換用携帯端末の申し出の取り消し）

第10条（交換用携帯端末の申し出の方法）に基づき交換用携帯端末の申し出を行った場合であっても、正当な理由があると当社が認めるときは、当社が送付した交換用携帯端末等の梱包が開封されていない場合でかつ交換用携帯端末の申し出後8日以内にお申し出いただいた場合に限り、利用者は交換用携帯端末の申し出を取消することができるものとします。
この場合利用者は、当社が別途指定する期間内に当社が第6条に基づき送付した交換用携帯端末、電池パックまたは付属品を当社に返送するものとします。

第20条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- I 本サービスにおける交換用携帯端末の申し出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届け出または申告を行うこと。
- II 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- III 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- IV 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- V 上記各号の他、法令、公序良俗、本規約もしくは規定等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

第21条（お客さま情報の確認）

当社は、交換用携帯端末の申し出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類（本人確認書類等）の写しの提出を利用者に求める場合があります。

第3章 契約

第22条（契約の単位）

当社は、一の販売契約につき、一の本契約を締結するものとします。

第23条（契約申し込みの方法）

本サービスの申し込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただくものとします。

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM スーパ- TV	ちゅピCOM 電話	ちゅピCOM電氣と時刻	ちゅピCOMモバイル	工事	各種料金	セット割引料金	約款・利用規約
-----------	------------	----------------	-----------	-------------	------------	----	------	---------	---------

第24条（契約申し込みの承諾）

- 当社は、契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払に現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - 申し込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第25条（本サービスの利用開始日）

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第26条（契約内容の変更）

- 本契約者は、第23条による申込書記入内容の変更を請求することができます。
- 前項の請求の方法およびその承諾については、第24条（契約申し込みの承諾）に準じて取り扱います。

第27条（権利譲渡の禁止）

本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第28条（本契約者の地位の承継）

- 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただくものとします。
- 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 当社は、前項による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届け出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届け出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第29条（本契約者および利用者の名前等の変更の届け出）

- 本契約者および利用者は、その商号、名前、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届け出がないときは、当社に届け出を受けている商号、名前、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 第1項による届け出があったときは、当社は、その届け出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金

第30条（料金）

- 当社が提供する本サービスの料金は、【各種利用料について】に定めるところによります。
- 料金は本サービスの対象となる携帯端末の台数に応じて発生します。

第31条（利用料金の支払い義務）

- 本契約者は、【各種利用料について】に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます。）の支払いを要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1カ月分の利用料等の支払いを要します。
- 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第32条（割増金）

本契約者は、料金の支払いを不法または不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第33条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第34条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第35条（料金等の支払い）

- 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第5章 本サービス提供の終了等

第36条（本サービス提供の終了）

- 当社は、本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 前項の規約により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第37条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第38条（当社が行う契約解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- 当社およびアイテムの名誉もしくは信用を毀損したとき。
- 当社およびアイテムに損害を与えたとき。
- 第36条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
- 本契約者または利用者が次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - 差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、競売、租税滞納処分の申し立てを受けた場合。
 - 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てをした場合。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
 - 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第6章 個人情報の取り扱い

第39条（個人情報の取り扱い）

- 本契約者および利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社がその本契約者および利用者の名前および住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 本契約者および利用者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者および利用者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。
- 当社およびアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社およびアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 当社およびアイテムは、本サービスの提供および本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用する。本契約者および利用者は上記利用目的に同意していただきます。

第7章 損害賠償

第40条（損害賠償）

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第8章 雑則

第41条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第42条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第43条（紛争の解決）

- 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 本契約者及び利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社およびアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則（実施期日）

本規約は、2021年10月1日から実施します。

第1章 総則

第1条（セキュリティサービス）

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」といいます）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます）はセキュリティサービス規約規約（以下「本規約」といいます）を定め、ソースネクスト株式会社（以下「ソースネクスト」といいます）が提供する別紙1記載のセキュリティソフトをセキュリティサービス（以下「本サービス」といいます）として提供します。

第2条（本約款の変更）

当社は、本規約（別紙を含みます。）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（用語の定義）

本約款（別紙を含みます）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
本製品	当社が販売権および公衆送信権（送信可能化権を含む。以下同じ。）を有する本サービスのアプリケーションソフトウェア（付属するフォント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含む。）の利用権をいう。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とする
シリアルコード	本製品を入手または利用するために必要なIDおよび／またはパスワード等のデータ
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供方法）

- 1 当社は所定の方法により利用者に対し、本製品のダウンロード用URLとともに、シリアルコードを交付する。
- 2 本製品の使用権は、前項に従って利用者に本製品のダウンロード用URLおよびシリアルコードが交付された時点で利用者に移転するものとする。
- 3 利用者は本製品のダウンロードまたはインストールする前にソースネクストに対して、本製品の使用許諾条件書に同意するものとする。

第3章 契約

第5条（契約の単位）

当社は、一のちゅピCOMモバイル契約につき、一の本契約を締結するものとします。

第6条（契約申し込みの方法）

本サービスの申し込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただくものとします。

第7条（契約申し込みの承諾）

- 1 当社は、契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 2 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - I 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - II 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - III 申し込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - IV その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条（本サービスの利用開始日）

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第9条（契約内容の変更）

- 1 本契約者は、第6条による申込書記入内容の変更を請求することができます。
- 2 前項の請求の方法およびその承諾については、第7条（契約申し込みの承諾）に準じて取り扱います。

第10条（権利譲渡の禁止）

本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第11条（本契約者の地位の承継）

- 1 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただくものとします。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

- 3 当社は、前項による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届け出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届け出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第12条（本契約者の名前等の変更の届け出）

- 1 本契約者および利用者は、その商号、名前、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届け出がないときは、当社に届け出を受けている商号、名前、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項による届け出があったときは、当社は、その届け出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金

第13条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、【各種料金について】に定めるところによります。

第14条（利用料金の支払い義務）

- 1 本契約者は、【各種料金について】に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます。）の支払いを要します。
なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 2 本契約が月中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1カ月分の利用料等の支払いを要します。
- 3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第15条（割増金）

本契約者は、料金の支払いを不法または不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第16条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第17条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第18条（料金等の支払い）

- 1 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- 2 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第5章 本サービス提供の終了等

第19条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除の1カ月前までに本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第21条（当社が行う契約解除）

- 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。
- I 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - II 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - III 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
 - IV 当社に損害を与えたとき。
 - V 第19条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
 - VI 本契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申し立てを受けた場合。

- (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てをした場合。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第6章 個人情報の取り扱い

第22条（個人情報の取り扱い）

- 1 本契約者および利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社がその本契約者および利用者の名前および住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 本契約者および利用者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者および利用者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。
- 3 当社およびアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社およびアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 4 当社およびアイテムは、本サービスの提供および本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用する。本契約者および利用者は上記利用目的に同意していただきます。

第7章 損害賠償

第23条（損害賠償）

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第8章 雑則

第24条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第25条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第26条（紛争の解決）

本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
本契約者および利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社およびアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

別紙1（セキュリティソフト）

スマートフォンセキュリティ

附則（実施期日）

本規約は、2020年10月1日から実施します。

第1章 総則

第1条（i-フィルター for マルチデバイス）

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」といいます）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます）はi-フィルター for マルチデバイス規約（以下「本規約」といいます）を定め、デジタルアーツ株式会社（以下「デジタルアーツ」といいます）が提供するi-フィルター for マルチデバイス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第2条（本約款の変更）

当社は、本規約（別紙を含みます。）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使われます。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
本製品	当社が販売権および公衆送信権（送信可能化権を含む。以下同じ。）を有する本サービスのアプリケーションソフトウェア（付属するフォント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含む。）の利用権をいう。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とする
シリアルコード	本製品を入手または利用するために必要なIDおよび／またはパスワード等のデータ
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供方法）

- 1 当社は所定の方法により利用者に対し、本製品のダウンロード用URLとともに、シリアルコードを交付する。
- 2 本製品の利用権は、前項に従って利用者へ本製品のダウンロード用URLおよびシリアルコードが交付された時点で利用者に移転するものとする。
- 3 利用者は本製品のダウンロードまたはインストールする前にデジタルアーツに対して、本製品の使用許諾条件書に同意するものとする。

第3章 契約

第5条（契約の単位）

当社は、一のちゅピCOMモバイル契約につき、一の本契約を締結するものとします。

第6条（契約申し込みの方法）

本サービスの申し込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただくものとします。

第7条（契約申し込みの承諾）

- 1 当社は、契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 2 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - I 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - II 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - III 申し込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - IV その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条（本サービスの利用開始日）

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第9条（契約内容の変更）

- 1 本契約者は、第6条による申込書記入内容の変更を請求することができます。
- 2 前項の請求の方法およびその承諾については、第7条（契約申し込みの承諾）に準じて取り扱います。

第10条（権利譲渡の禁止）

本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第11条（本契約者の地位の承継）

- 1 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出いただくものとします。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当

- 社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届け出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届け出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第12条（本契約者の名前等の変更の届け出）

- 1 本契約者および利用者は、その商号、名前、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届け出がないときは、当社に届け出を受けている商号、名前、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項による届け出があったときは、当社は、その届け出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金

第13条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、【各種料金について】に定めるところによります。

第14条（利用料金の支払い義務）

- 1 本契約者は、【各種料金について】に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます。）の支払いを要します。
- なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 2 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1カ月分の利用料等の支払いを要します。
- 3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第15条（割増金）

本契約者は、料金の支払いを不法または不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第16条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第17条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第18条（料金等の支払い）

- 1 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- 2 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第5章 本サービス提供の終了等

第19条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除の1カ月前までに本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第21条（当社が行う契約解除）

- 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。
- Ⅰ 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- Ⅱ 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- Ⅲ 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
- Ⅳ 当社に損害を与えたとき。
- Ⅴ 第19条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
- Ⅵ 本契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
- (1) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申し立てを受けた場合。
- (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てをした場合。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第6章 個人情報の取り扱い

第22条（個人情報の取り扱い）

- 1 本契約者および利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社がその本契約者および利用者の名前および住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 本契約者および利用者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者および利用者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。
- 3 当社およびアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社およびアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 4 当社およびアイテムは、本サービスの提供および本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用する。本契約者および利用者は上記利用目的に同意していただきます。

第7章 損害賠償

第23条（損害賠償）

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第8章 雑則

第24条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第25条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第26条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本契約者および利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社およびアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則（実施期日）

本規約は、2020年10月1日から実施します。

営業活動および広告表示に関する取り組みについて

1. 営業活動における自主基準に関する取り組み

日本ケーブルテレビ連盟制定「ケーブルテレビ事業の営業活動における消費者保護に関する自主基準およびガイドライン」に基づき、以下の事項を徹底します。

- (1) 営業時には、まず営業員の氏名、所属ケーブルテレビ局をお客さまに明示し、営業することをおことわりします。
- (2) 地デジ視聴方法、料金等について過不足ないご説明をいたします。
- (3) ご高齢の方には特に配慮いたします。
- (4) その他、契約時には、重要事項の説明を十分にいたします。

※日本ケーブルテレビ連盟のホームページからダウンロードできます。

https://www.catv-jcta.jp/u/pdf/3404/3673/consumer_guideline

2. 広告表示における自主基準に関する取り組み

日本ケーブルテレビ連盟制定「ケーブルテレビ事業の広告表示に関する自主基準およびガイドライン」に基づき、以下の事項を徹底します。

- (1) 正確でわかりやすい表示に努めます。特に料金プラン名称、チャンネルラインナップ、料金、工事等についてお客さまに誤解を生じることのないよう明確かつ適正に表示します。
- (2) サービス内容や料金等について、虚偽・誇大な表現をせず、誤認されないように努めます。
- (3) 無料または割引のキャンペーンの広告は、対象期間、料金適用条件等を解りやすく表示し、将来の料金等と比較する場合には、十分に根拠のある料金を適用します。

※日本ケーブルテレビ連盟のホームページからダウンロードできます。

https://www.catv-jcta.jp/u/pdf/3404/3673/advertising_guideline

料金および各種費用やサービス内容について、改善等のため予告なく変更する場合があります。

表記の金額はすべて税込みです。

記載内容は、2023年4月1日現在の情報です。

ちゅピCOMサービス、ご契約に関するお問い合わせは、ちゅピCOMお客さまセンターまで



0800-555-2525

9:30～18:00
年中無休

<https://www.chupicom.jp>

株式会社ちゅピCOM 〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号 登録番号〈電気通信事業者〉: 中第38号